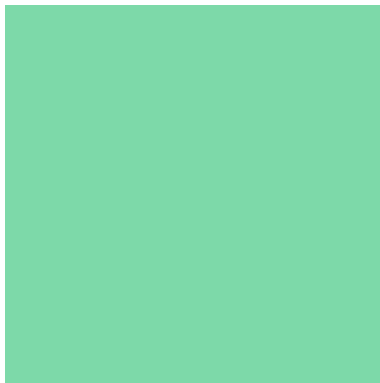


岐阜市

環境基本計画(案)

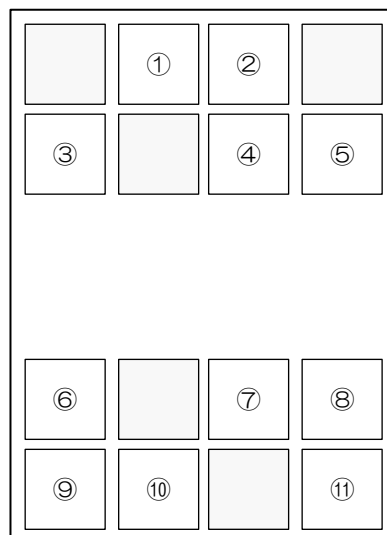
Gifu City Basic Environmental Plan

計画期間：令和 5 年度～令和 9 年度 (2023～2027)



【表紙（写真）】

- ① DREAM★Solar ぎふ
- ② ダンボールコンポスト講座
- ③ 悪臭の測定
- ④ 岐阜市リサイクルセンター
- ⑤ リサイクル施設見学
- ⑥ ヒメコウホネ（撮影：平田亨氏）
- ⑦ 水生生物調査（カワゲラウオッチング）
- ⑧ ごみゼロ運動
- ⑨ コクロオバボタル
- ⑩ だちぼくぼら 達目洞
- ⑪ 岐阜市庁舎



はじめに



本市は、自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山、豊富で清浄な水をたたえ、1,300余年の鶉飼の歴史が今も続く清流長良川など、美しい自然に恵まれた都市であり、私たちは、先人より、この恵み豊かな環境を受け継いできました。

しかしながら、近年、地球温暖化の進行が、世界共通の課題となり、国連において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」には、気候変動への対策や生態系の保全など、環境に関する目標が数多く掲げられています。

こうした中、我が国においても、2050年までに脱炭素社会を目指すとする「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、さらに、経済成長と環境保護を両立させ、経済社会システム全体を変革する「グリーントランスフォーメーション（GX）」が提唱されるなど、脱炭素社会の実現に向け、あらゆる主体が参画し、取り組みを強化することが求められています。

このような状況を踏まえ、本市の環境行政の目指すべき方向性を示し、着実に施策を推進するため、この度「岐阜市環境基本計画」を改定いたしました。

本計画では、「脱炭素化の促進」を重点目標に掲げ、脱炭素社会の実現に向け、市民の皆様や環境保全団体、事業者、行政が一体となった、「オール岐阜」の体制で様々な施策を推進してまいります。

最後になりましたが、本計画を改定するにあたり、慎重にご審議いただきました「岐阜市環境審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和5年3月

岐阜市長 柴橋 正直

目次

第1部 環境基本計画の基本的事項

第1章 環境基本計画の目的・経緯と改定の背景	1
1節 計画の目的	1
2節 これまでの経緯	1
3節 計画改定の背景	3
第2章 計画の基本的事項	4
1節 計画の位置づけと役割	4
2節 計画の期間	4
3節 計画の対象地域	5
4節 計画の担い手と役割	5

第2部 岐阜市の現状と分析

第1章 社会情勢の変化	6
1節 環境を取り巻く変化	6
第2章 市域の概況	8
1節 本市の概況	8
第3章 第4次計画の結果	10
1節 第4次計画の概要	10
2節 第4次計画の結果	10
3節 市民アンケートの結果	13
4節 市民アンケートの分析	15

第3部 計画の目指す姿

第1章 目指すべき環境都市像	16
第2章 基本目標とその施策	16

第4部 目標達成のための施策の展開

第1章	脱炭素化の促進	19
1節	温室効果ガスの排出量の削減	19
2節	気候変動への適応	25
第2章	循環型社会の構築	29
1節	廃棄物の減量と資源化	29
第3章	自然環境の保全	38
1節	生物多様性の保全	38
第4章	生活環境の確保	46
1節	大気環境の保全	46
2節	水・土壌環境の保全	49
3節	騒音・振動・悪臭の規制	53
第5章	環境教育・市民協働の推進	55
1節	環境教育の推進と環境意識の向上	55
2節	市民協働による環境美化の推進	60
3節	環境重点地区の設定	63

第5部 計画の推進

第1章	計画の推進体制	67
第2章	計画の進行管理	68

第6部 参考資料

第1章	施策指標一覧	69
第2章	計画の改定経過	71
1節	改定経過	71
2節	岐阜市環境審議会委員	72
3節	岐阜市環境審議会環境基本計画検討部会委員	72
4節	岐阜市環境審議会への諮問・答申	73
第3章	参考資料	75
1節	岐阜市環境基本条例	75
2節	用語集	82

第 1 章 環境基本計画の目的・経緯と改定の背景

1 節 計画の目的

岐阜市環境基本計画は、「岐阜市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）に掲げる基本理念及び基本原則のもと、同条例第 9 条の規定に基づき、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

【岐阜市環境基本条例】（平成 18 年条例第 61 号）（一部抜粋）

第 9 条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮
- （2）環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項

2 節 これまでの経緯

平成 10 年に、本市は、環境施策を総合的かつ計画的に展開するため、「岐阜市環境基本計画（平成 10～19 年度）」を策定し、平成 14 年に市域全体の環境意識の醸成を図るため、「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を将来の都市像とする「環境都市宣言」を行いました。

環境都市宣言

自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山。豊かで清浄な水をたたえ、1300 年の鵜飼の伝統が今も続く清流長良川。岐阜には先人たちが大切に守り育て、受け継いできたかけがえない自然があります。

こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、さらによりよいものとして次代に引き継がなければなりません。

いま、自然の持つ復元力を超え、地球規模での広がりを見せる汚染や環境破壊が問題とされています。求められるのは、一人ひとりの日常生活や社会経済活動が、環境へ負の要因となっていることを認識し、環境に対して負荷の少ない、健全で持続可能な社会を構築するための積極的な行動です。

そこで、私たちは

- 1 自然との共生、共存をはかり、快適環境を創出します。
- 1 循環型社会をめざした、事業活動や市民生活を構築します。
- 1 地域の環境づくりに、自ら積極的に取り組みます。

これらを基本に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造を目指します。

今後も、市民、企業、行政が一体となって、地球環境の保全と、心やすらぐ都市環境を目指して、まちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言します。

平成 14 年 9 月 8 日

岐阜市

また、平成 18 年に、環境の保全及び創出に係る基本理念などを定めた「環境基本条例」を制定しました。

環境基本条例の概要

基本理念

- 1 社会、経済及び文化の発展と、環境の保全及び創出を両立
- 2 人と自然が共生する社会において市民が恵まれた環境を享受できるようにし、さらに次の世代へ引き継ぐ
- 3 循環型社会の実現
- 4 すべてのものが環境への負荷を低減することについて、まず自分でできることを積極的に行って、更に協働して効果的な対策を行う

基本原則

- 1 環境教育優先の原則（まず理解してから取り組む）
- 2 情報共有の原則（みんなで情報を共有）
- 3 役割分担の原則（適切な役割分担と適切かつ公平な費用分担）

そして、平成 20 年に、環境基本条例の基本原則に掲げる環境教育、情報共有、役割分担をキーワードとして、「岐阜市環境基本計画（平成 20～24 年度）」に改定しました。

その後、平成 25 年に、自然環境の保全、地球環境の保全、ごみの減量・資源化の 3 つを重点施策に位置付けた「岐阜市環境基本計画（平成 25～29 年度）」に、平成 30 年に、環境教育・市民運動を最重点項目に位置付けた「岐阜市環境基本計画（平成 30～令和 4 年度）」（以下「第 4 次計画」という。）に、改定しました。

さらに、環境基本計画に掲げる地球環境の保全、ごみの減量・資源化、自然環境の保全の各分野の取り組みを推進するために、分野別個別計画として、平成 23 年に「岐阜市地球温暖化対策実行計画」と「ごみ減量・資源化指針 2011」を、平成 28 年に「岐阜市生物多様性プラン」を策定しました。

そして、ごみの減量・資源化及び地球環境の保全の計画について、令和 4 年に「ごみ減量・資源化指針」を、令和 5 年に「岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を、それぞれ改定しました。

分野別個別計画

分野	地球環境の保全	ごみの減量・資源化	自然環境の保全
計画等	岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	ごみ減量・資源化指針	岐阜市生物多様性プラン
策定年月 (改定年月)	平成 23 年 3 月 (令和 5 年 3 月)	平成 23 年 11 月 (令和 4 年 7 月)	平成 28 年 3 月

3 節 計画改定の背景

我が国においても、地球温暖化の進行や多発する自然災害など、環境を取り巻く状況は、刻々と変化しています。例えば、平成 23 年に発生した東日本大震災は、電力構成や省エネなど、我が国のエネルギーに関する価値観に大きな変化をもたらしました。

また、世界に目を向けると、平成 27 年に、国連において「持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択し、2030 年までに達成する国際社会の共通の目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」を示しました。

こうした中、平成 30 年に改定した第 4 次計画の計画期間が終了することに伴い、将来を見据え、より実効性の高い環境施策を推進するため、「岐阜市環境基本計画 (令和 5~9 年度)」(以下「本計画」という。)として、改定します。

計画の変遷

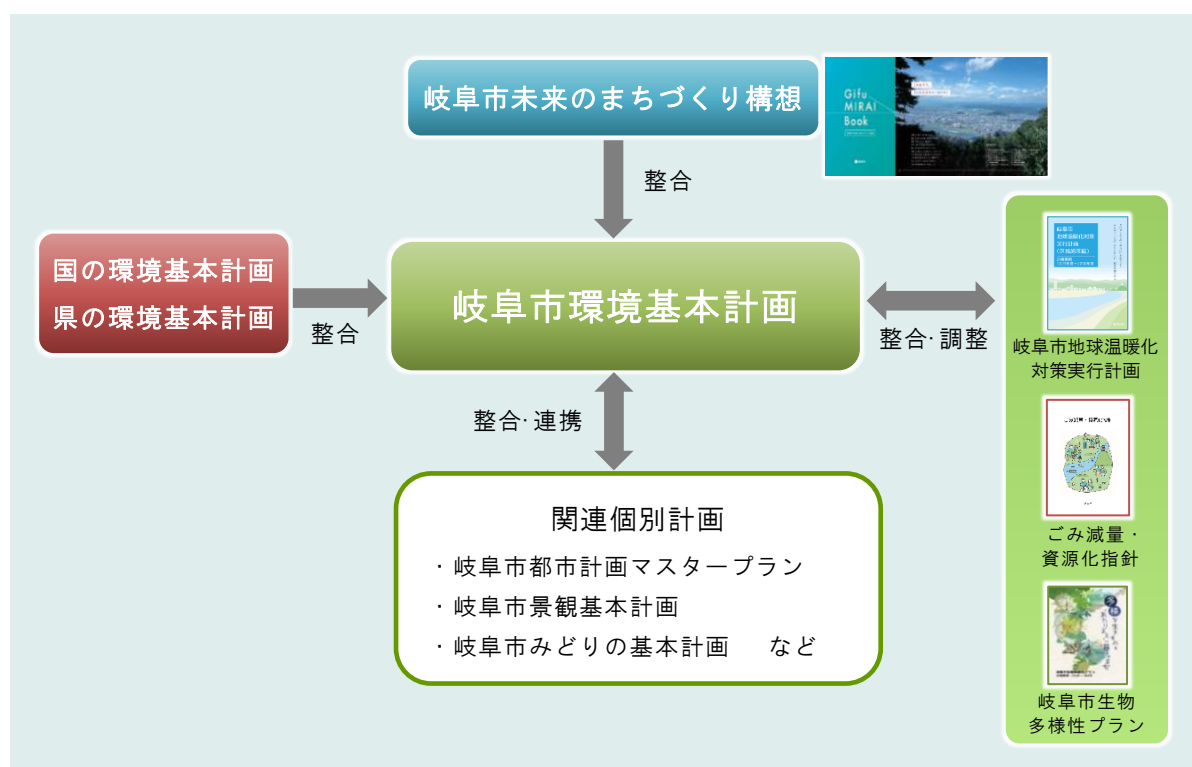


第2章 計画の基本的事項

1節 計画の位置づけと役割

令和4年に、本市は、65歳以上の人口がピークになる2040年頃の将来像を見据え、本市のまちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定しました。

本計画は、この「岐阜市未来のまちづくり構想」に基づくとともに、「岐阜市地球温暖化対策実行計画」「ごみ減量・資源化指針」「岐阜市生物多様性プラン」といった環境分野の個別計画の方向性や施策を、横断的にとりまとめたものであり、本市の中長期的な環境ビジョンとして、総合的に施策を展開していきます。



2節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

毎年、本計画に定める取り組みの実施状況やその効果を検証するとともに、各種計画の改定状況や社会情勢を踏まえ、必要に応じて計画の内容を見直すこととします。



3 節 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、岐阜市全域とします。

なお、市域の範囲を超えて広域的に取り組むべき課題は、国や県、関係市町と連携し、必要な取り組みを行います。

4 節 計画の担い手と役割

本計画の担い手は、「市民」「環境保全団体」「事業者」及び「市（行政）」です。担い手は、環境基本条例に定める役割や責務を踏まえ、協働して本計画に掲げる施策を推進します。



市民の役割 (第 8 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境教育や意識の啓発を自ら進んで行い、他のものの行う環境教育に協力するよう努める。 2 循環型社会の形成に自ら努める。 3 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。
環境保全団体の役割 (第 7 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 より多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実に努める。 2 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。
事業者の役割 (第 6 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員に環境教育や意識の啓発を進んで行い、他のものの行う環境教育に協力するよう努める。 2 公害を防止する。 3 原材料等が廃棄物となることを抑制し、自ら適正に循環的な利用を行い、又は自らの責任において適正に処分する。 4 製造、販売等を行う事業者は、当該製品等が廃棄物となることを抑制し、適正に循環的な利用が行われることを促進し、製品等の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる。 5 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。
市（行政）の責務 (第 5 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全及び創出を図るため、基本理念及び基本原則にのっとり、環境教育や意識の啓発、公害の防止、大気、水、土壌等を良好な状態に保持、野生生物の保護、森林、河川等の多様な自然環境の保全及び創出、人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出、環境の美化、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用、廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的に利用、地球環境の保全に関する施策を策定し実施する。 2 環境施策について分かりやすく説明し、意見を聴く機会を確保する。

第2部

岐阜市の現状と分析

第1章 社会情勢の変化

1節 環境を取り巻く変化

1 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年に、国連の「持続可能な開発サミット」では、193の加盟国の全会一致により、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を示しました。SDGsは、17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

このSDGsには、クリーンなエネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、陸や海の生物多様性など、環境分野に関わる目標が多く含まれています。

また、地方自治体においても、目標達成に向けた取り組みを推進することが求められており、この指針となる「環境基本計画」が果たす役割は、非常に大きなものであると考えています。



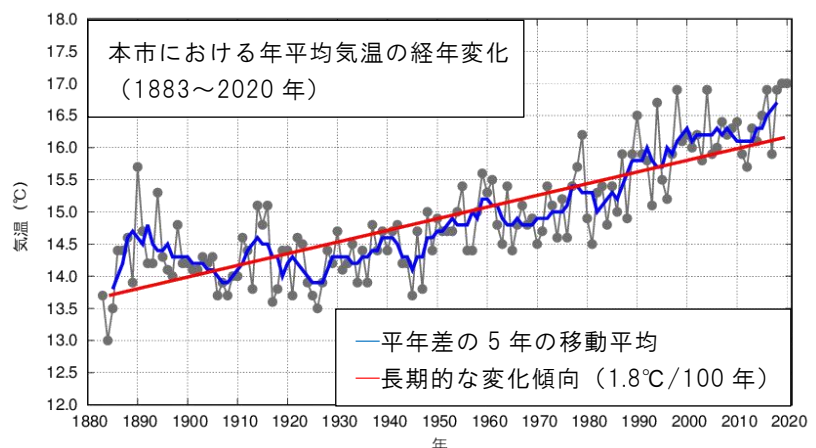
持続可能な開発目標（SDGs）
出典）国際連合広報センター

2 地球温暖化の進行

地球温暖化とは、産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料の使用や、フロン類をはじめとする化学物質の生産・使用の増大により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが大量に排出され、地球の平均気温が上昇する現象のことをいいます。また、温暖化の影響で気候変動が生じ、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まると危惧されています。

気候変動を増長する地球温暖化について、喫緊に対策を講じる必要があることから、令和2年に、国は、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すとする「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明しました。

こうしたことから、本市においても、脱炭素社会の実現のため、温室効果ガスの排出量を削減する施策や気候変動への適応策を本計画で示していく必要があります。



出典）岐阜地方気象台

3 新型コロナウイルス感染症と廃棄物を取り巻く環境の変化

令和元年12月に、世界で初めて確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界規模で感染を拡大し、令和2年3月に、世界保健機関（WHO）が「世界的大流行（パンデミック）」を宣言しました。この感染症により、これまでの社会の在り様をはじめ、人々の生活様式や働き方が大きく変化し、私たちの日常生活における、ごみの排出などにも変化が生じました。

例えば、本市では、事業系ごみが減少し、プラスチックごみが増加しました。これは、社会経済活動の停滞や、感染防止対策としての不織布マスク等の使用、プラスチック製容器包装を用いたテイクアウト食品の増加などによるものと考えられます。

このような社会の変化に柔軟に対応し、限られた資源を効率的に利用する、環境への負荷が低減された「循環型社会」の構築に取り組むことが求められています。

4 国の方針

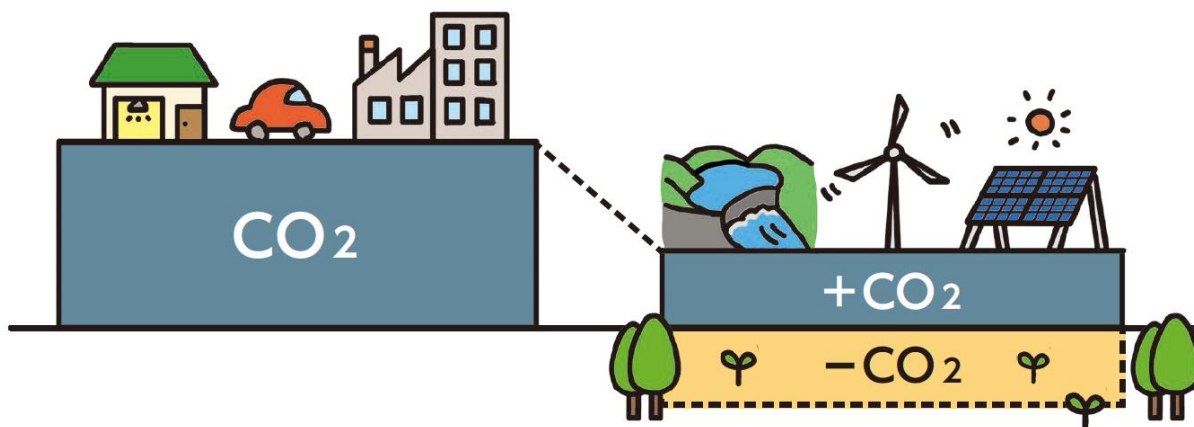
平成30年に、国は、循環型社会の構築を目指し、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。この計画では、食品ロスの削減や、国民や事業者のごみの排出削減に係る数値目標が設定され、様々な施策が総合的かつ計画的に進められています。

そして、これを受けて令和元年に、環境省は「食品ロスの削減の推進に関する法律」や、「プラスチック資源循環戦略」などを策定し、具体的な取り組みを展開しています。

また、令和2年に表明された、2050年カーボンニュートラル宣言に基づき、経済と環境の好循環を作る指針として「グリーン成長戦略」が、また、令和3年に、地域脱炭素化を加速させるロードマップとして、「地域脱炭素ロードマップ」が策定されるなど、地球温暖化対策は、喫緊の課題であります。

併せて、地球温暖化対策の重要な取り組みとして、再生可能エネルギーの積極的な活用も求められています。

本計画は、このような国の方針や政策と整合を図っています。



カーボンニュートラルの概念図

第2章 市域の概況

1 節 本市の概況

1 地形概要

本市は総面積 203.6km² であり、濃尾平野の北端に位置します。

中央部に標高 329m の金華山、北部に標高 417.9m の百々ヶ峰^{とどがみね}を最高峰として、北部から各務原市にかけて、西北西から東南東へ低山ではありながらも、険しい山地が連なっています。

一方、平野部は、長良川・木曾川などによって形成された金華山付近を扇頂とする扇状地と、その下流側に位置する氾濫原^{はんらんげん}から成っており、水田が広く分布する地域となっています。長良川扇状地は、砂礫層^{されきそう}からできているため、地下には長良川の水が伏流水として豊富にあり、鏡岩^{かがみいわ}水源地、雄総^{おぶさ}水源地など 21 か所の水源から長良川、伊自良川の伏流水を採り、これらの水を利用しています。



金華山を見上げた様子

2 気候

本市の気候は、夏は、南東の季節風の影響を受けて高温多湿となり、冬は、北西の季節風の影響を受けて降雨が少なく温暖となります。

気象庁の令和元年の観測データによると、本市の快晴日数や日照時間、最高気温は、47 都道府県庁所在地の中でも上位となり、本市は、天気が良く、暑い日が多いまちといえます。

3 動植物

本市の調査によると、市内にはおよそ 5,800 種の動植物の分布が確認されています。その中でも特に種類が多いのが植物と昆虫類です。金華山周辺にはツブラジイなどの常緑^{じょうりよく}広葉樹^{こうようじゆ}からなる照葉樹林^{しょうようじゆりん}が発達し、河川にはコウホネなどの水生植物が生育するとともに、ヤナギ類^{かはんりん}の河畔林^{かはんりん}が形成されています。長良川の河川敷にはカワラサイコなどの礫河原^{れきがわら}に生育する植物がみられ、こうした多様な植物が生育することで、その環境^{すみか}を住处とする昆虫が多く生息しています。

そのほか、本市には、オバエボシガイ、トウカイヨシノボリ、コクロオバボタルなどの、環境省がレッドリストにあげる希少な生きものも多数生息しています。これらは、絶滅が危惧される全国的にも貴重な生きものです。

本市は、名古屋都市圏の近郊に位置しながらも、貴重な生きものが生息する自然豊かなまちでもあります。この自然や生きものを維持するため、これらに配慮する行動が求められます。

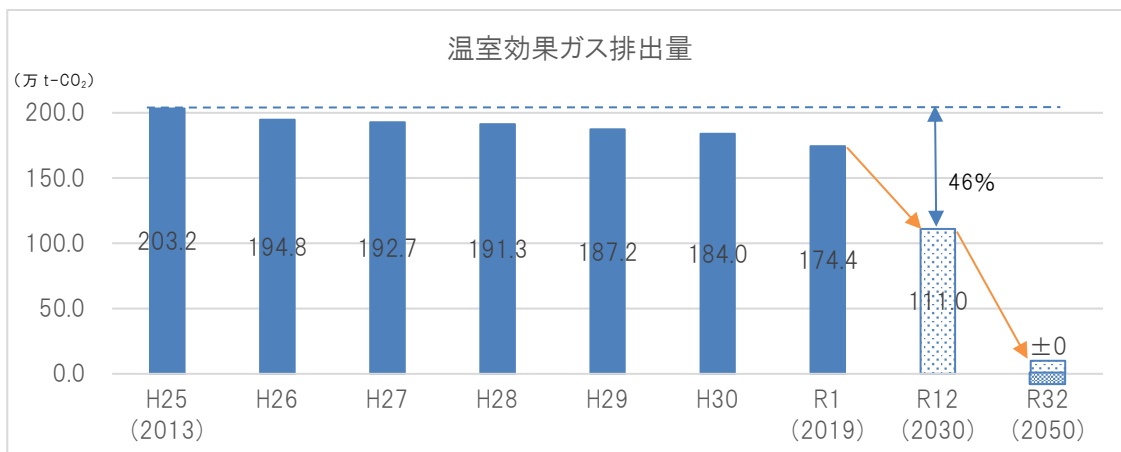


コクロオバボタル

4 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスとは、二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素などの7種類のガスを指します。

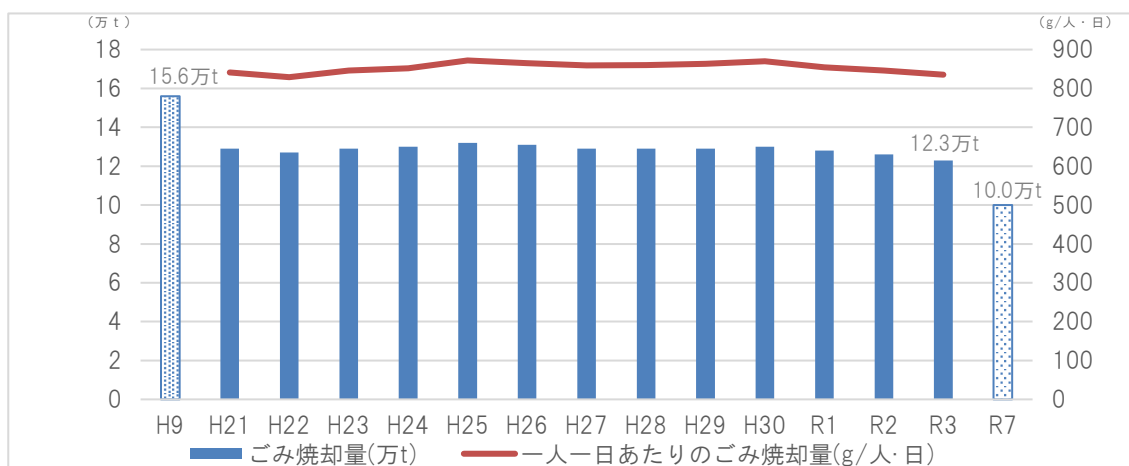
本市の温室効果ガスの排出量は、平成25年度の203.2万t-CO₂から、令和元年度の174.4万t-CO₂へと、14.2%減少していますが、2050年カーボンニュートラルを実現するためには、さらに、排出量を削減する必要があります。



5 廃棄物処理

本市では、ごみの減量・資源化を推進するため、平成23年に「ごみ減量・資源化指針2011」を策定し、「ごみ焼却量10万t以下」を目標に掲げ、様々な施策を展開してきました。

本市の一般廃棄物の焼却量は、平成9年度の15.6万tをピークに徐々に減少傾向にあり、令和3年度の焼却量は、12.3万tでした。しかし、一方で、市民の一人一日あたりのごみ焼却量は、あまり減少していません。



なお、家庭から排出される普通ごみの中で、紙ごみ、生ごみとともに排出量が多いのが、プラスチックごみです。

さらなるごみの減量を進めるため、資源ごみの中間処理施設である岐阜市リサイクルセンターの建て替えに合わせて、令和4年4月から、プラスチック製容器包装の分別収集を開始しました。

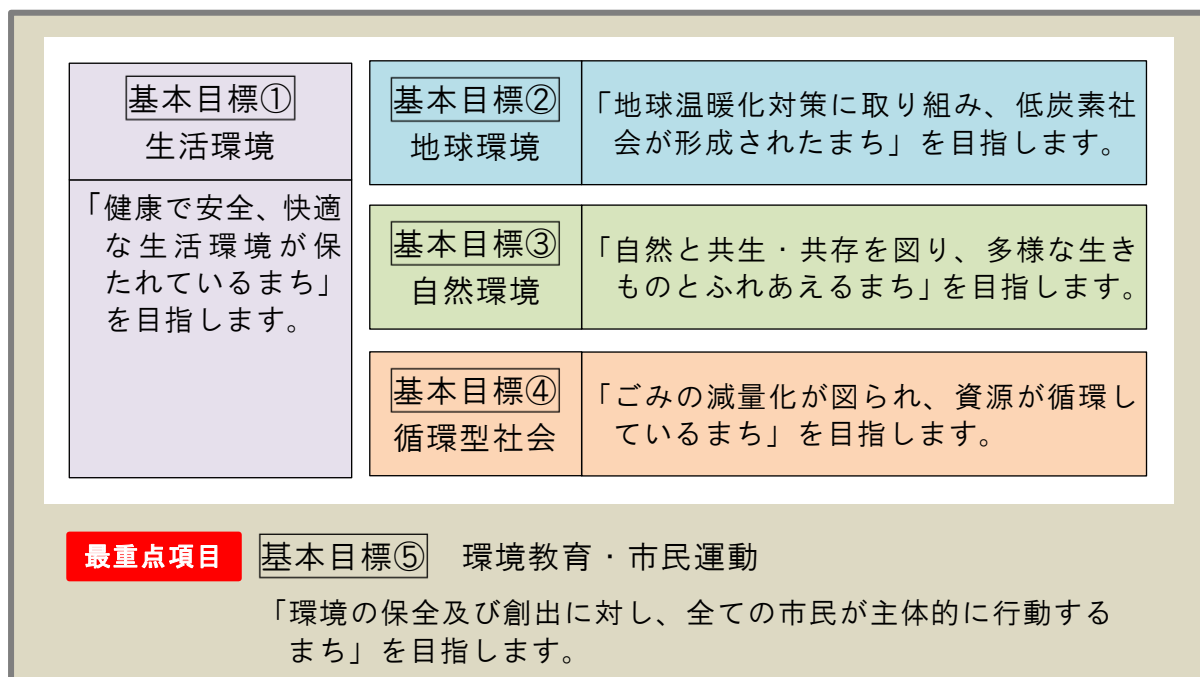


岐阜市リサイクルセンター

第3章 第4次計画の結果

1節 第4次計画の概要

平成30年に策定した第4次計画は、5つの基本目標と5つの施策を設定し、環境施策に取り組んできました。とりわけ、すべての市民が主体的な行動を実践するため、基本目標⑤の「環境教育・市民運動」を最重点項目に位置付けました。



2節 第4次計画の結果

1 生活環境

公害の未然防止や拡大抑制に努め、大気や水、土壌などの環境を良好に保ち、健康で安全、快適に暮らせるまちを目指しました。

施策	達成状況
大気環境の保全	大気汚染物質についての常時監視の結果、指標となっている二酸化窒素、微小粒子状物質（PM2.5）、ダイオキシン類のすべてにおいて環境基準を達成しています。
水・土壌環境の保全	水質汚濁防止法による「岐阜県公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画」に基づき環境基準点（8地点）における水質及び底質調査を実施し、環境基本法に定められた生活環境項目について概ね基準を達成しています。
騒音・振動・悪臭の規制	騒音規制法に基づき、騒音調査を実施し、環境基本法で定められた環境基準を概ね達成しています。
環境美化の推進	空き缶等ごみの散乱防止や犬等のふん害の防止、路上喫煙の禁止について必要な事項を定めた「岐阜市まちを美しくする条例」に基づき、環境美化を推進しています。すべての施策指標は目標値を達成しています。

2 地球環境

省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの利用などにより、無理なく温室効果ガス排出量を削減することで、化石燃料に過度に依存しない低炭素かつ持続可能で快適に暮らせるまちを目指しました。

市域における温室効果ガス排出量の削減や、市公共施設や公用車からの温室効果ガス排出量の削減は、目標値を達成又は目標値に近づいています。今後、2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、市民のライフスタイルの省エネ化の促進や、再生可能エネルギーの利用促進などにより、市域における温室効果ガス排出量を、さらに削減する必要があります。

指標	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
2-1 市域における温室効果ガス排出量	194.8万t-CO ₂ (平成26年度)	178.2万t-CO ₂ (令和2年度)	○ (191.3万t-CO ₂) (平成28年度)	○ (187.2万t-CO ₂) (平成29年度)	○ (184.0万t-CO ₂) (平成30年度)	◎ (174.4万t-CO ₂) (令和元年度)
2-2 ぎふ減CO ₂ ポイント制度参加者数	2,303人	増加	◎ (3,519人)	◎ (3,362人)	△ (2,112人)	× (2,051人)
2-3 森林施業率	4.4%	増加	× (3.9%)	× (3.5%)	× (2.9%)	× (2.4%)
2-4 市内に導入された太陽光発電設備容量	92,824kW	107,019kW	◎ (114,665kW)	◎ (124,380kW)	◎ (131,891kW)	◎ (137,676kW)
2-5 市公共施設等の温室効果ガス排出量	73,558t-CO ₂	62,526t-CO ₂	○ (69,534t-CO ₂)	○ (65,797t-CO ₂)	○ (62,868t-CO ₂)	○ (63,816t-CO ₂)
2-6 市が使用する公用車の温室効果ガス排出量	1,577t-CO ₂	1,559t-CO ₂	× (1,740t-CO ₂)	△ (1,669t-CO ₂)	◎ (1,485t-CO ₂)	◎ (1,332t-CO ₂)

※達成状況:◎目標値を達成/○目標値に近づく/△横ばい(基準値と比較して±10%の増減)/×目標値から遠ざかる

3 自然環境

生物多様性を保全し、多様な生きものとのふれあいを大切にする、人と自然が共生するまちを目指しました。

市ホームページや「岐阜市環境白書」などを活用し、生物多様性について理解してもらえよう、わかりやすい情報発信に努めました。

今後も、生物多様性に関する理解を深めるとともに、人々の行動につながる施策を推進し、自然環境の保全を進める必要があります。

指標	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3-1 生物多様性の認知度	40.1%	50%	△ (35.3%)	△ (37.5%)	○ (48.3%)	◎ (55.9%)
3-2 生物多様性シンポジウムの開催回数	2回/年度	維持	× (1回/年度)	◎ (2回/年度)	× (0回/年度)	× (1回/年度)
3-3 自然環境保全活動団体数	11団体	増加	△ (11団体)	△ (11団体)	△ (11団体)	△ (11団体)
3-4 多自然川づくりにより整備された河川の延長	3,234m	3,550m	○ (3,402m)	○ (3,459m)	◎ (3,574m)	◎ (3,698m)

※達成状況:◎目標値を達成/○目標値に近づく/△横ばい(基準値と比較して±10%の増減)/×目標値から遠ざかる

4 循環型社会

平成 29 年に改定した「ごみ減量・資源化指針」に基づき、ごみ焼却量を削減するため、ごみの発生抑制、資源の再使用、再生利用を積極的に進めてきました。

施策指標の一つであるエコ・アクションパートナー協定締結店数は、目標を達成したものの、ごみ焼却量や一人あたりの雑がみ回収量などは、目標値に達していません。

令和 4 年に改定した同指針に掲げるごみ焼却量 10 万 t 以下の目標達成に向けて、さらに市民の意識を高め、ごみの減量・資源化を進める必要があります。

指標	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
4-1	ごみ焼却量	129,362t	116,000t	△ (129,923t)	△ (127,584t)	△ (125,559t)	△ (122,831t)
4-2	エコ・アクションパートナー協定締結店数	46店	増加	△ (43店)	◎ (47店)	◎ (47店)	◎ (47店)
4-3	一人あたりの雑がみ回収量	1,387g/人	3,700g/人	○ (1,422g/人)	○ (1,389g/人)	△ (1,320g/人)	△ (1,272g/人)
4-4	ごみ減量に取り組む市民意識	64.3%	増加	◎ (64.6%)	◎ (68.6%)	△ (59.3%)	× (56.8%)

※達成状況:◎目標値を達成/○目標値に近づく/△横ばい(基準値と比較して±10%の増減)/×目標値から遠ざかる

5 環境教育・市民運動

本市の恵まれた環境を将来の世代へ引き継ぐため、環境教育を充実し、環境意識を高めることで、すべての市民が自ら考え、主体的に行動するまちを目指し、様々な施策を展開してきました。

その一例として、小中学校の総合的な学習の時間を活用した環境教育を実施しています。

また、子どもたちが気軽に環境について学べるよう、「子ども環境白書」や、環境の出前講座をまとめた「環境教育プログラムガイド」の作成などを行っています。

引き続き、環境意識の醸成を図っていく必要があります。

指標	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
5-1-1	環境に関する取り組みを実施する人の割合	73.8%	増加	◎ (77.0%)	◎ (77.3%)	△ (70.4%)	△ (70.3%)
5-1-2	岐阜市まるごと環境フェアの満足度	75.2% (平成29年度)	増加	◎ (81.1%)	◎ (76.8%)	× (66.5%)	
5-1-3	出前講座への参加者数	3,681人	増加	◎ (6,586人)	◎ (6,456人)	◎ (5,340人)	◎ (9,051人)
5-1-4	総合的な学習の時間における環境教育の実施校数	50校	増加	△ (48校)	△ (48校)	△ (47校)	△ (46校)
5-1-5	こどもエコクラブへの参加人数	1,009人	増加	◎ (1,348人)	◎ (1,456人)	◎ (1,327人)	◎ (1,352人)
5-1-6	環境基本計画の認知度	19.8%	増加	◎ (21.5%)	× (17.6%)	△ (19.0%)	× (17.3%)
5-2-1	環境重点地区の認知度	11.2%	増加	△ (10.6%)	× (8.0%)	△ (11.2%)	× (8.8%)
5-2-2	環境重点地区で環境保全活動などを行う団体数	11団体	増加	△ (11団体)	△ (11団体)	△ (11団体)	△ (11団体)
5-2-3	中心市街地居住人口	9,271人	増加	△ (8,989人)	△ (8,912人)	△ (8,882人)	△ (8,967人)

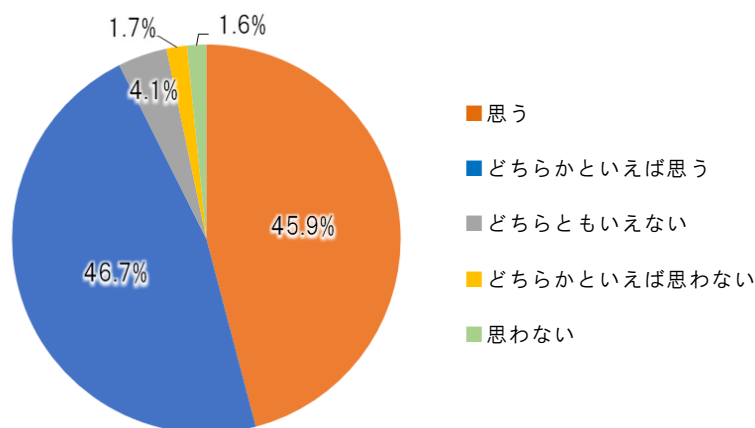
※達成状況:◎目標値を達成/○目標値に近づく/△横ばい(基準値と比較して±10%の増減)/×目標値から遠ざかる

3 節 市民アンケートの結果

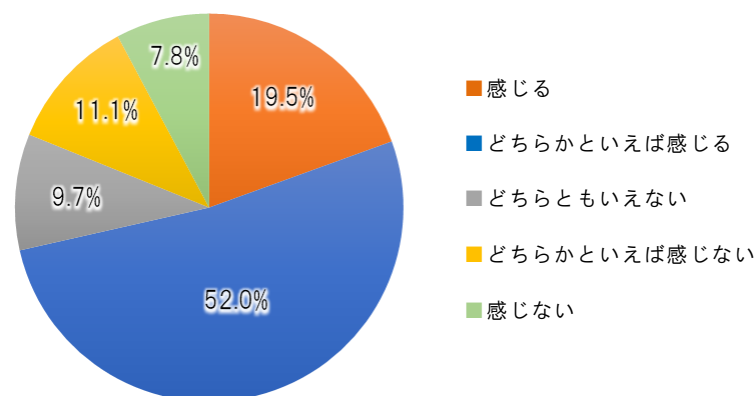
1 環境意識

令和4年度に行った市民意識調査によると、本市が「金華山や長良川などの自然の豊かなまち」だと「思う」「どちらかといえば思う」は92.6%、「お住まいの周辺的环境は美しく保たれている」と「感じる」「どちらかといえば感じる」は71.5%となっています。

Q. 金華山や長良川などの自然の豊かなまちだと思いますか。

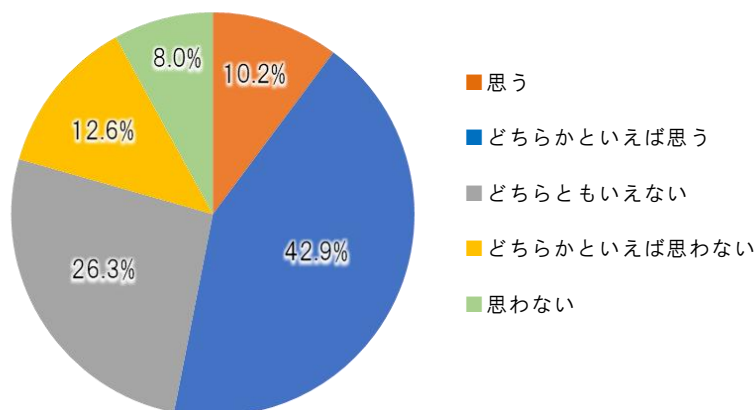


Q. お住まいの周辺的环境は美しく保たれていると感じますか。



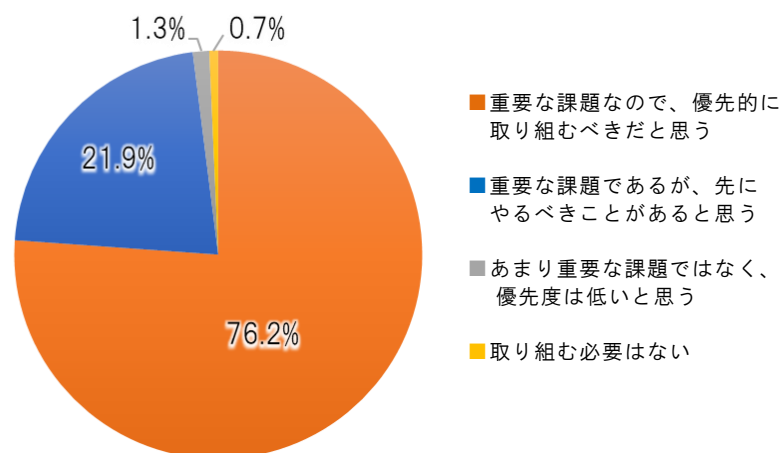
しかし、「省エネやごみの減量などの環境に配慮したまち」だと「思う」「どちらかといえば思う」は、53.1%にとどまっています。

Q. 省エネやごみの減量などの環境に配慮したまちだと思いますか。

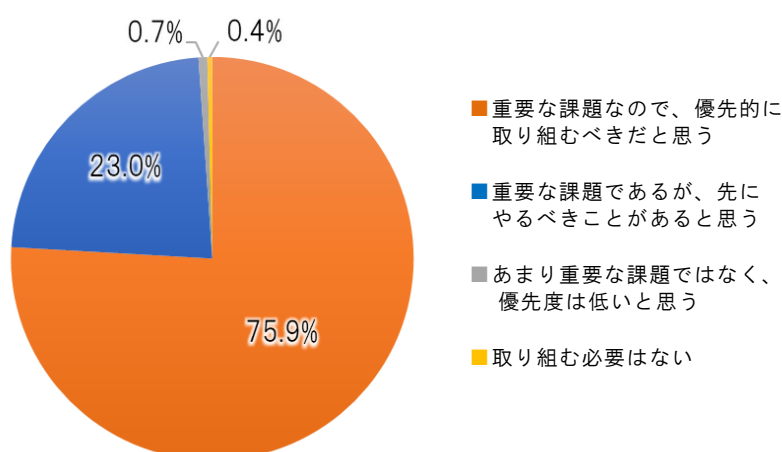


また、令和4年度に行った環境に対する意識調査アンケートでは、地球温暖化対策、ごみ減量、生物多様性の保全の3つの取り組みについて、「重要な課題なので、優先的に取り組むべき」との回答が、地球温暖化対策は76.2%、ごみ減量は75.9%、生物多様性の保全は52.9%でした。

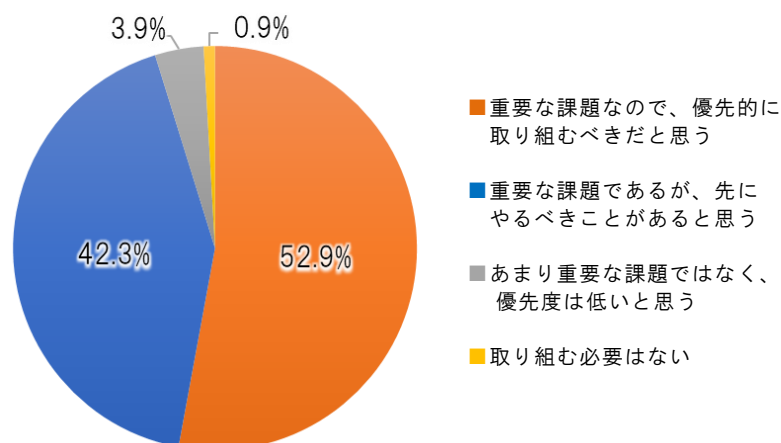
Q. 地球温暖化対策に取り組むことについて、どのように考えていますか。



Q. ごみ減量に取り組むことについて、どのように考えていますか。



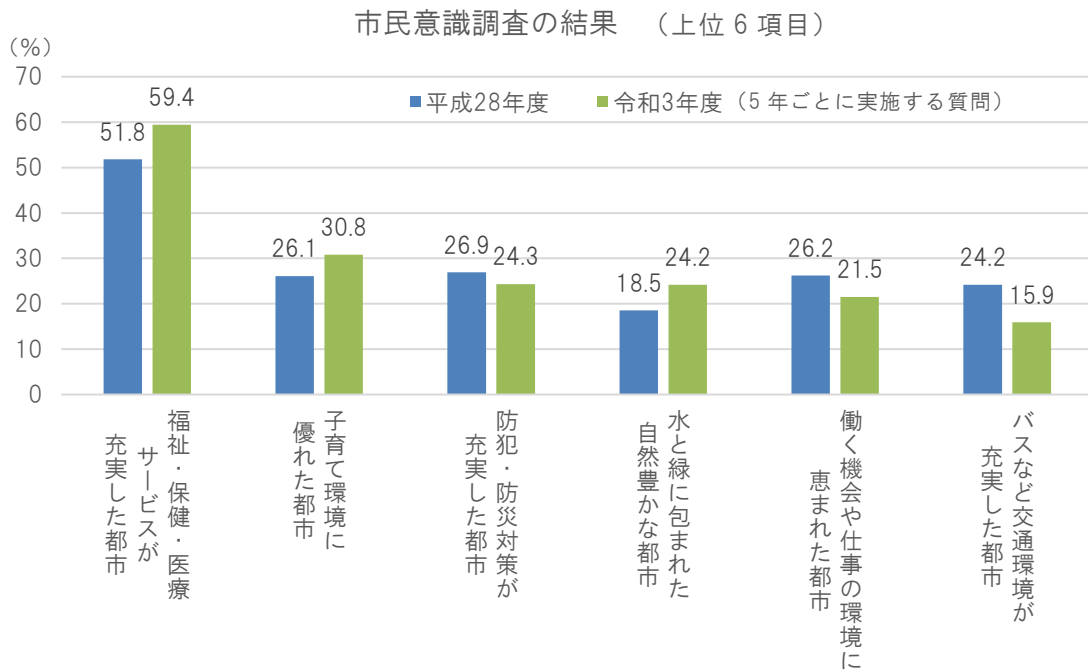
Q. 生物多様性の保全に取り組むことについて、どのように考えていますか。



2 将来の都市像

令和3年度に行った市民意識調査によると、本市の将来の都市像として、「おおよそ20年後、岐阜市がどのような都市になってほしいと思いますか。(3つ選択)」という質問に対し、「水と緑に包まれた自然豊かな都市」との回答が24.2%となっています。これは、19個の選択肢の中で、「福祉・保健・医療サービス」「子育て環境」「防犯・防災対策」に次ぐ関心度です。

平成28年度の「おおよそ10年後、岐阜市がどのような都市になってほしいと思いますか。(3つ選択)」という質問と比べると、5.7%増加しており、自然豊かな都市への関心・期待の現れと考えられます。



4 節 市民アンケートの分析

令和4年度の環境に対する意識調査アンケートでは、地球温暖化対策、ごみ減量、生物多様性の保全のうち、多くの回答者が、地球温暖化対策は「重要な課題なので、優先的に取り組むべき」と考えており、その背景には、持続可能な開発目標(SDGs)の浸透や、脱炭素社会の実現に向けた関心の高まりがあると推察されます。

このことから、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し、脱炭素化を重点的に進める必要があると考えます。

また、令和4年度の市民意識調査では、省エネやごみの減量に配慮したまちだと思ふとの回答は、約半数にとどまっていることや、同年の環境に対する意識調査アンケートでは、ごみ減量に「優先的に取り組むべき」であるとの回答が多数あったことから、ごみ減量・資源化に向けた取り組みを一層強化する必要があると考えます。

生物多様性の保全は、同年の環境に対する意識調査アンケートで、「優先的に取り組むべき」であるとの回答が、約半数にとどまっていたが、令和3年度の市民意識調査では、将来の都市像として、水と緑に包まれた自然豊かな都市であることを望む人が増加しており、市民の関心事となっていることから、自然環境の保全に取り組むとともに、生物多様性に関する理解を促進する必要があると考えます。

第3部

計画の目指す姿

第1章 目指すべき環境都市像

環境都市宣言、及び環境基本条例の基本理念を踏まえ、本計画の目指すべき環境都市像を、次のとおりとします。

《岐阜市が目指すべき環境都市像》

環境と調和する、人にやさしい都市岐阜

第2章 基本目標とその施策

本市の目指すべき環境都市像を示した環境都市宣言は、本市の恵まれた環境をよりよいものとして次世代に引き継がなければならないとしています。

また、本市のまちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」は、将来のまちづくりの基本的な考え方の1つとして「脱炭素化」を掲げています。

気候変動を増長する地球温暖化が進行する中、脱炭素社会の実現は、世界的な課題となっており、これは行政のみならず、市民や事業者等が一体となって、地域の実情に合わせて取り組むべき課題です。

脱炭素化を進めるためには、私たち一人ひとりが、地球規模の環境問題に目を向け、日常生活や社会経済活動において、環境負荷の少ない、持続可能な社会を構築するための行動を実践することが求められます。

また、このような一人ひとりの行動は、本市が目指す「環境と調和する、人にやさしい都市」の実現や、国際的な目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成につながります。

そこで、今後5年間の環境行政の方針を示す本計画では、重点基本目標を「脱炭素化の促進」とし、また、これを支え、相互に関連する3つの基本目標を「循環型社会の構築」、「自然環境の保全」、「生活環境の確保」とします。

そして、5つ目の基本目標を「環境教育・市民協働の推進」とし、先の4つの基本目標の横断的項目として位置付けます。

これら5つの基本目標に対応した5つの施策を設定し、そのうち「地球温暖化対策（脱炭素化の促進）」と、脱炭素化の促進と関わりが深い「ごみの減量・資源化」、「生物多様性の保全」の取り組みを重点施策とします。



長良川から望む金華山

5つの基本目標

重点

基本目標① 脱炭素化の促進



「脱炭素化を促進し、みんなで環境に配慮したまちをつくる」

省エネルギーの取り組みと再生可能エネルギーの活用を促進し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減するとともに、化石燃料に依存しない持続可能なまちを目指します。

基本目標② 循環型社会の構築



「ごみを減量し、資源が循環するまちをつくる」

多くのごみは資源化できます。資源化を促進し、ごみの焼却量を削減することは、ごみの焼却により発生する二酸化炭素の排出量を削減することにつながります。

基本目標③ 自然環境の保全



「生物多様性を育み、生きものと共生するまちをつくる」

豊かな自然を保全・再生するために、社会経済活動における環境への配慮や地球温暖化対策が必要であり、これらの取り組みが、生きものの多様性を育むとともに、健全な生態系の維持につながります。

基本目標④ 生活環境の確保



「健康で安全、快適に暮らせるまちをつくる」

公害を未然に防止し、大気や水、土壌などの環境を良好に保つことによって、持続可能で快適に暮らせるまちを目指します。

横断的項目

基本目標⑤ 環境教育・市民協働の推進



「学びを広げ環境を支える人を育て、協働するまちをつくる」

環境への理解を深め、環境意識を高めることによって環境を支える人を育て、市民、環境保全団体、事業者、行政が一体となり協働するまちを目指します。

5つの施策

重点

施策1 地球温暖化対策として脱炭素化を促進します

- (1)温室効果ガスの排出量の削減
- (2)気候変動への適応



岐阜市地球温暖化対策実行計画の基本方針

- ①ライフスタイルの脱炭素化
- ②脱炭素型まちづくりの推進
- ③再生可能エネルギーの利用促進
- ④施設の脱炭素化
- ⑤環境教育の推進
- ⑥気候変動への適応

重点

施策2 ごみを減量・資源化します

- (1)廃棄物の減量と資源化



ごみ減量・資源化指針の基本方針

- ①ごみの発生を抑制する仕組みをつくる
- ②ごみの中の資源を循環し、再利用する
- ③地域の絆の中で、ごみ減量を進める

重点

施策3 生物多様性を保全します

- (1)生物多様性の保全



岐阜市生物多様性プランの基本方針

- ①生物多様性への理解を進めます
- ②生物多様性の保全と再生に取り組みます
- ③生物多様性の恵みを活用します

施策4 生活環境を快適にします

- (1)大気環境の保全
- (2)水・土壌環境の保全
- (3)騒音・振動・悪臭の規制



施策5 環境意識を高めます

- (1)環境教育の推進と環境意識の向上
- (2)市民協働による環境美化の推進
- (3)環境重点地区の設定



第4部

目標達成のための施策の展開

第1章 脱炭素化の促進

施策 1 地球温暖化対策として脱炭素化を促進します

関連する SDGs	本市で重視すべき視点	関連する SDGs	本市で重視すべき視点
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	環境負荷の低い持続可能なエネルギーの利用を促進します。	 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	気候変動とその影響に立ち向かうため、対策を強化します。

1 節 温室効果ガスの排出量の削減

1 これまでの取り組みと課題

◆地球温暖化の仕組み

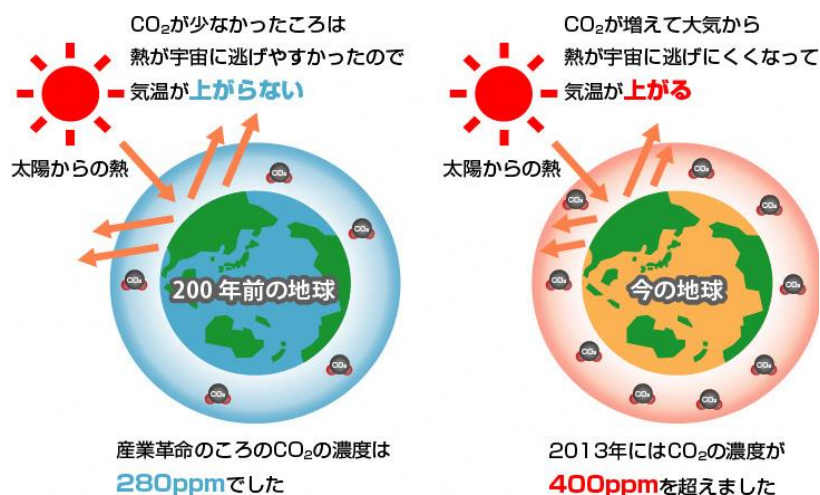
地球の表面は、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスに覆われており、その効果で地表から放射される熱が宇宙空間に逃げていくことを防いでいます。

地球全体の平均気温は、約 14℃前後といわれ、この大気中の温室効果ガスにより、地球は生物の生息・生育にとって適度な温度に保たれています。

このようなことから、温室効果ガスは、地球環境において、なくてはならないものです。

しかし、1750 年頃から始まった産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料の使用や、フロン類をはじめとする化学物質の生産・使用の増加により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、大量に大気中に放出されています。

その結果、熱の吸収量と放出量のバランスが変化し、吸収量が多くなることで地球全体の気温が上昇しており、また、温室効果ガスの過度な排出による地球温暖化は、気候変動の要因となっています。



出典) 全国地球温暖化防止
活動推進センターウェブサイト

(1) これまでの取り組み

◆国の取り組み

- ・令和2年に、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明しました。その後、この目標は「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により、法定化されました。
- ・また、令和3年に、「地球温暖化対策計画」が改定され、我が国の中期目標として、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すとともに、さらにこれを50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことが明記されました。

◆本市の取り組み

- ・平成9年に、市役所自らが事業者として、環境に配慮するための率先実行計画である「環境アクションプランぎふ」を策定し、全庁的に紙類や電気・ガスなどの使用量の削減に努めています。
- ・平成23年に、市域全体の温暖化対策計画として「岐阜市地球温暖化対策実行計画」を策定し、省エネ活動の推進をはじめ、緑化の推進や再生可能エネルギー利用の促進など、地球温暖化対策を推進しています。
- ・また、令和4年に、2040年頃を見据えた本市の将来像と、その実現に向けたまちづくりの方向性を示す「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定し、まちづくりの基本的な考え方として「脱炭素化」を掲げています。
- ・この構想では、まちづくりの方向性として、長い日照時間や豊富な地下水といった本市の特性を活かした再生可能エネルギーの導入や、公共交通機関や自転車などを積極的に利用する効率的な交通手段の促進、また、エネルギーの地産地消や、省エネルギーの徹底など「みんなで脱炭素化に取り組む」ことを示しています。
- ・令和5年に、「環境アクションプランぎふ」、「岐阜市地球温暖化対策実行計画」を改定し、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、あらゆる分野で脱炭素化の取り組みを加速していきます。
- ・また、本市は、市民の省エネ活動にポイントを付与する「ぎふ減CO₂ポイント制度」などを実施し、省エネ活動の推進に努めています。
- ・さらに、家庭用太陽光発電設備や、家庭用蓄電池等の設置費用の一部を補助し、再生可能エネルギーの利用促進と、温室効果ガスの排出削減を図っています。
- ・このほか、森林は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を有機物として貯蔵しながら成長することから、地球温暖化を抑制するために重要な役割を果たしています。そのため、本市は、「岐阜市森林整備計画」に基づき、市域の約3割を占める森林の適切な維持管理に取り組んでいます。



コラム ぎふ減 CO2ポイント制度

「ぎふ減 CO2ポイント制度」は、市民が毎日の生活の中で楽しみながら無理なく省エネに取り組むことができる本市独自の取り組みです。電気、ガス、水道の使用量の削減や省エネ家電、省エネ自動車の購入、バス乗車カードへのチャージなど、各家庭において二酸化炭素排出量を減らす取り組みをすることで「ぎふ減 CO2ポイント」が貯まります。

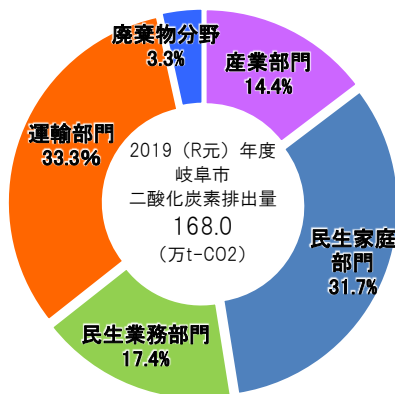
ポイントを貯めて応募すると、抽選で「もっと省エネ啓発品」が当たります。ポイント取得の対象となる環境に配慮した行動は、適宜見直しを行い、多様な省エネ活動の推進を図っています。



▶ ぎふ減 CO2ポイントマイページ (<https://mypage.genco2point.com/mypage/>)

(2) 結果と課題

- ・本市の令和元（2019）年度の温室効果ガスの排出量は、174.4 万 t-CO₂ でした。国が基準年度としている平成 25（2013）年度の排出量は、203.2 万 t-CO₂ であり、14.2%減少しています。本市の温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 46%削減する中期目標と、2050 年度に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を達成するためには、さらなる温室効果ガスの削減が必要です。
- ・森林は、適切な管理（間伐や下草刈りなど）が継続されて、はじめて二酸化炭素の吸収機能を発揮することができることから、将来にわたり、持続的な森林整備が大切です。
- ・本市は、市域の約 3 割を森林が占めています。これらの適切な維持管理に取り組んできた結果、2019 年度の二酸化炭素の吸収量は、約 0.76 万 t-CO₂ と推計されています。
- ・本市が排出する温室効果ガスのうち、その大部分を占める二酸化炭素の内訳は、運輸部門が最も大きく、全体の 33.3%を占めており、次いで、民生家庭部門が 31.7%となっています。
- ・このような本市の排出状況の特徴から、二酸化炭素の排出量を削減するためには、運輸部門と民生家庭部門に焦点を当てた施策が必要です。



本市の二酸化炭素排出量構成割合

産業部門	第一次産業、第二次産業において、工場・事業所の内部で消費したエネルギーを計上する部門。
民生家庭部門	住宅内で消費したエネルギーを計上する部門。
民生業務部門	第三次産業において、事務所の内部で消費したエネルギーを計上する部門。
運輸部門	工場・事業所・事務所・住宅の外部で、人・物の輸送・運搬において、消費したエネルギーを計上する部門。
廃棄物分野	廃棄物由来の二酸化炭素排出量。

2 今後の取り組み

◆地球温暖化と気候変動への対策

近年、地球温暖化が要因と考えられる気候変動により、全国各地で土砂災害や河川の氾濫など、深刻な問題が発生しています。そのため、地球温暖化の「緩和」と気候変動への「適応」の両面から対策を講じていく必要があります。

緩和策とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し、気候変動などを抑制する取り組みをいいます。一方、適応策とは、避けることができない気候変動の影響に対して、私たちの暮らしを適応していく取り組みをいいます。

緩和と適応は、車の両輪の関係です。この2つの対策として、省エネ活動や再生可能エネルギーの利用促進などの緩和策と、気候変動に対する様々な適応策を、市民や事業者とともに実行していきます。



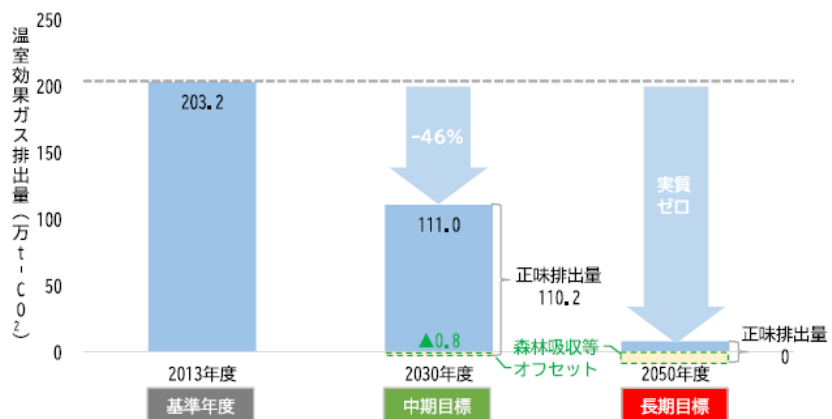
緩和と適応の2つの気候変動対策の枠組み
出典) A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム

◆目標

本市の温室効果ガスの排出量の削減目標は、今後の取り組みにより、国と同等の削減効果が見込まれるものとし、本市の削減可能量の推計を踏まえ、国の目標と同様に、2030年度の削減目標を2013年度比で46%減らすこととします。

また、産業革命前からの世界の平均気温の上昇を2°C未満に抑えるために、国は、2050年までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることを掲げています。

そのため、本市においても、長期的な目標として2050年度の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指します。



◆脱炭素化の取り組み

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、市民のライフスタイルを転換し、その行動変容を促すとともに、再生可能エネルギーを最大限活用するなど、あらゆる分野で脱炭素化を促進します。そして、次の5つの視点から、様々な施策に取り組んでいきます。

①ライフスタイルの脱炭素化

- ・本市では、運輸部門や民生家庭部門からの温室効果ガスの排出割合が高いことから、日常生活における省エネ行動や省エネ製品の購入の促進、ごみの減量・資源化など、市民一人ひとりの生活に密着した脱炭素化の取り組みを進める必要があります。
- ・国の「地域脱炭素ロードマップ」では、脱炭素化に資する具体的な行動と暮らしのメリットを「COOL CHOICE～ゼロカーボンアクション 30～」として示しています。
- ・本市においても、脱炭素化の行動に対するポイント制度や補助制度の拡充等により、市民の省エネ活動等を促進し、ライフスタイルの脱炭素化を図ります。

  出典) 環境省 COOL CHOICE	エネルギーを節約・転換しよう！ <ol style="list-style-type: none"> 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化 	太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！ <ol style="list-style-type: none"> 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネルギーフォーム窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池（EV・車載の蓄電池）・蓄エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫
CO₂の少ない交通手段を選ぼう！ <ol style="list-style-type: none"> 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ 	食品ロスをなくそう！ <ol style="list-style-type: none"> 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 20 自宅でコンポスト 	サステナブルなファッションを！ <ol style="list-style-type: none"> 21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ
3R（リデュース、リユース、リサイクル） <ol style="list-style-type: none"> 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバック、マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴみの分別処理 	CO₂の少ない製品・サービス等を選ぼう！ <ol style="list-style-type: none"> 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資 	環境保全活動に積極的に参加しよう！ <ol style="list-style-type: none"> 30 植林やゴミ拾い等の活動

②脱炭素型まちづくりの推進

- ・都市のエネルギー利用の効率化を図るため、歩いて暮らせる環境にやさしい、コンパクトなまちを目指します。
- ・公共交通機関の利用を促進するとともに、環境負荷の少ない次世代自動車を活用しやすい環境を整備します。
- ・市街地の緑化を推進するとともに、近隣市町との広域連携による森林整備を推進します。また、森林による二酸化炭素の吸収量は、J-クレジット制度等を活用し、本市のカーボン・オフセットとしての利用を検討していきます。

③再生可能エネルギーの利用促進

- ・本市の自然特性として、長い日照時間を活用した太陽光発電や、豊かな地下水を活用した地中熱システムを普及することが可能です。また、新エネルギーや先進事例の情報収集を行い、活用の可能性を検討していきます。
- ・再生可能エネルギーの導入に際しては、エネルギーの地産地消を推進し、地域の社会経済への貢献や災害時の対応力の向上に資する方策を検討していきます。



DREAM★Solar ぎふ太陽光発電所
(三輪北地区：市最終処分場跡地)

④施設の脱炭素化

- ・市有施設において、太陽光発電や LED 照明、次世代自動車の導入といった脱炭素化に資する取り組みを率先し、これを事業者に波及し、事業活動の変革を促します。
- ・市役所自らが事業者として、環境に配慮するための率先実行計画である「環境アクションプランぎふ」に基づき、本市の事務事業の脱炭素化を図ります。

⑤環境教育の推進

- ・地球温暖化対策や気候変動への適応策を推進していくためには、身近なところから、その必要性について関心を持ち、自発的に考え、行動できる人材を育成していくことが必要です。
- ・未来に生きる子どもたちや、次世代を担う若者に対し、学び、考え、話し合い、その成果を発表する機会を創出するなど、環境教育を充実します。
- ・地域の文化や暮らしに合わせて取り組み方を選択できるように、地域住民や各種団体、事業者等に対しても、環境教育を推進します。

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①本市の温室効果ガス排出量 (万 t-CO ₂)	174.4 万 t-CO ₂ (令和元年度)	111.0 万 t-CO ₂ (2030 年度) ※	市域の各部門から排出される温室効果ガスの年間排出量
②市有施設の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	13 万 t-CO ₂	5.7 万 t-CO ₂ (2030 年度) ※	市有施設における温室効果ガスの年間排出量
③再生可能エネルギーの発電電力量 (TJ)	1,916 TJ	3,415 TJ	市内の太陽光発電設備等による再生可能エネルギーの発電電力量
④地球温暖化対策に取り組んでいる人の割合	83.0%	増加	アンケートで、地球温暖化対策に「いつも取り組んでいる」「ときどき取り組んでいる」と答えた人の割合

※「岐阜市地球温暖化対策実行計画」は、2030 年度を目標年度としているため、同様に 2030 年度を目標とします。

2 節 気候変動への適応

1 これまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

◆国の取り組み

- ・平成 30 年に、「気候変動適応法」が制定されました。これは、気候変動への適応を推進するために、国民や地方公共団体、事業者が担うべき役割を明確化したものです。
- ・令和 2 年に、「気候変動影響評価報告書」を発表し、各分野における気候変動の影響の概要に加えて、気温や降水量などの観測結果と将来予測、影響の評価に関する今後の課題や現在の国の取り組みをまとめました。
- ・令和 3 年に、この気候変動影響評価報告書の内容に基づき、国の「気候変動適応計画」に、防災、安全保障、農業、健康といった幅広い分野における適応策が拡充され、PDCA サイクルの下、分野別・基盤的施策に関する進捗管理の指標が盛り込まれました。

◆本市の取り組み

- ・令和 5 年に、本市は、「岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、「緩和」と「適応」の 2 つの気候変動への対策を推進していくため、「気候変動への適応アクション」を追加しました。改定後の計画は、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けられています。

(2) 課題

◆気候変動により懸念される影響

近年、気温の上昇や、大雨の頻度の増加、農作物の品質の低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動による影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

ここでは、国の気候変動影響評価報告書で示す 7 分野に準じて、本市で懸念される影響を整理します。

① 農業・林業・水産業

- ・気温上昇や降雨状況の変化、風水害被害の甚大化などは、農作物の成長やアユ等の生態に多大な影響を与える可能性があります。

② 水環境・水資源

- ・気温の上昇に伴う水温の上昇や、短期間の集中降雨の増加、豪雨間隔の短期化により、土砂の流出量が増加する等、水環境への影響がみられています。また、降雨日数の減少により、地表水、地下水への水供給が安定せず、需要期に渇水が発生することが懸念されます。

③ 自然生態系

- ・地球温暖化に伴う気温や水温の上昇によって、在来種の生息に適した地域の変化や外来種の分布域の拡大など、自然生態系への影響が懸念されます。

④ 自然災害

- ・近年、大雨や台風、それに伴う洪水や土砂災害等、全国的に自然災害の被害が甚大化しています。市内に長良川や金華山など豊かな自然を有する本市では、これらの自然災害による被害が生じる可能性があります。



⑤ 健康

- ・気温の上昇に伴い、熱中症の被害が増加しており、今後も被害の発生が続くと予測されます。
- ・蚊などが媒介する感染症被害の発生や人体に有害な光化学オキシダント濃度の上昇など、人の健康へ影響が及ぶことが懸念されます。
- ・熱中症や感染症等の健康被害を未然に防止し、被害の拡大を抑える対策が必要です。



⑥ 産業・経済活動

- ・屋外の観光地や公園では、気温の上昇により熱中症の被害が増加することが懸念されており、また、大雨やそれに伴う河川水位の急増等により、その利用の継続が危ぶまれています。
- ・企業においては、市内における事業活動に直接的な支障が生じる場合や、海外や国内の生産工場等の被害により事業活動の継続が困難となることが懸念されます。

⑦ 市民生活・都市生活

- ・気候変動による短期間の集中降雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等は、交通・電力・通信・水道・廃棄物処理等の様々なインフラやライフラインへの被害を及ぼす可能性が極めて高いとされています。今後、自然災害の甚大化により、さらに被害が拡大するおそれがあります。
- ・被害を未然に防ぐとともに、被害が発生した場合は、これを最小限とする対策が必要です。

2 今後の取り組み

◆気候変動への適応の取り組み

気候変動に対処し、市民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの排出の削減を図る気候変動の緩和に全力で取り組むことはもちろん、現在生じている、あるいは将来予測される被害の防止・軽減を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携の下、一丸となって取り組む必要があります。

① 農業・林業・水産業

- ・気候変動に対応するため、事業者に対し、新たな品目・品種改良の導入を支援します。
- ・岐阜県気候変動適応センター等と連携し、気候変動による農業・林業・水産業への影響について、情報収集を進めます。

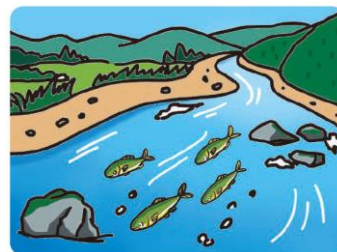


② 水環境・水資源

- ・河川、地下水の水質調査を継続して実施し、経年変化の把握を行います。
- ・水質調査の結果については、水資源を活用する社会経済活動への影響を防止・軽減するため、市民や事業者に対し、広く情報を公開し、注意喚起を促進します。
- ・河川水等を使用する農業関係者も含め、気候変動による水資源への影響や活用面でのリスクについて、正しく情報提供を推進します。

③ 自然生態系

- ・気候変動による生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するため、自然環境に関する調査を継続します。
- ・気候変動が自然生態系に与える影響について市民に啓発するとともに、自然環境の保全活動に携わる担い手を増やすため、環境教育を実施します。



④ 自然災害

- ・災害に迅速に対応するため、台風情報等を適切に提供し、注意喚起を図ります。
- ・市民一人ひとりが災害時の必要な対策や避難行動、市内で危険度の高い地域を理解し、適切な防災行動につなげていくことを目的として、災害ごとのハザードマップと学習記事を統合した「岐阜市総合防災安心読本」を発行し、市民の防災意識の醸成を図ります。
- ・地域で防災訓練を実施することにより、様々な事態に対応できる強靱な体制の構築を推進します。
- ・自然災害による被害を最小化し、迅速に復旧ができる、災害に強いまちづくりを進めます。

⑤ 健康

- ・熱中症対策として、高齢者、子ども、事業者、スポーツ関係者等による、屋外での活動が想定される場面において、関係団体からの注意喚起を推進します。
- ・蚊などが媒介する感染症被害や有害な光化学オキシダント等の情報収集と、適切な対応方法等の情報提供の充実を図ります。

⑥ 産業・経済活動

- ・観光地や公園等において、暑熱対策を推進し、熱中症被害の軽減・防止を図るとともに、大雨や洪水等による今後の観光事業への影響を軽減するため、事前に対策を強化するよう、注意喚起を推進します。
- ・気候変動の影響による災害対策を想定し、あらかじめ事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

⑦ 市民生活・都市生活

- ・災害による行政機能の損害を最小限にとどめながら、市民生活に必要な事業を継続するための、行政における BCP について、定期的に見直しを図ります。
- ・災害時に自立運転できる太陽光発電システムや、非常用電力源として活用できる次世代自動車や蓄電池などについて、各家庭や事業者等による積極的導入に向けて、情報発信を行います。





3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①気候変動が及ぼす影響に関する周知啓発の実施回数	—	15回	農業や水環境など気候変動に関する周知啓発を実施した回数
②企業のBCPの策定率	9.0%	増加	市内の企業がBCPを策定した割合
③市が行う省エネ再エネ関連設備の補助金の申請件数	172件/年	1,000件/5年間	蓄電池など、市が行う省エネ再エネ関連設備補助の申請件数の累計

第2章 循環型社会の構築

施策2 ごみを減量・資源化します

関連する SDGs	本市で重視すべき視点	関連する SDGs	本市で重視すべき視点
11 住み続けられるまちづくりを 	廃棄物の適正処理や資源化に注意を払い、持続可能なまちを目指します。	12 つくる責任 つかう責任 	生産・消費のすべての段階で資源の効率的・循環的な利用を図り、持続可能な経済活動を目指します。

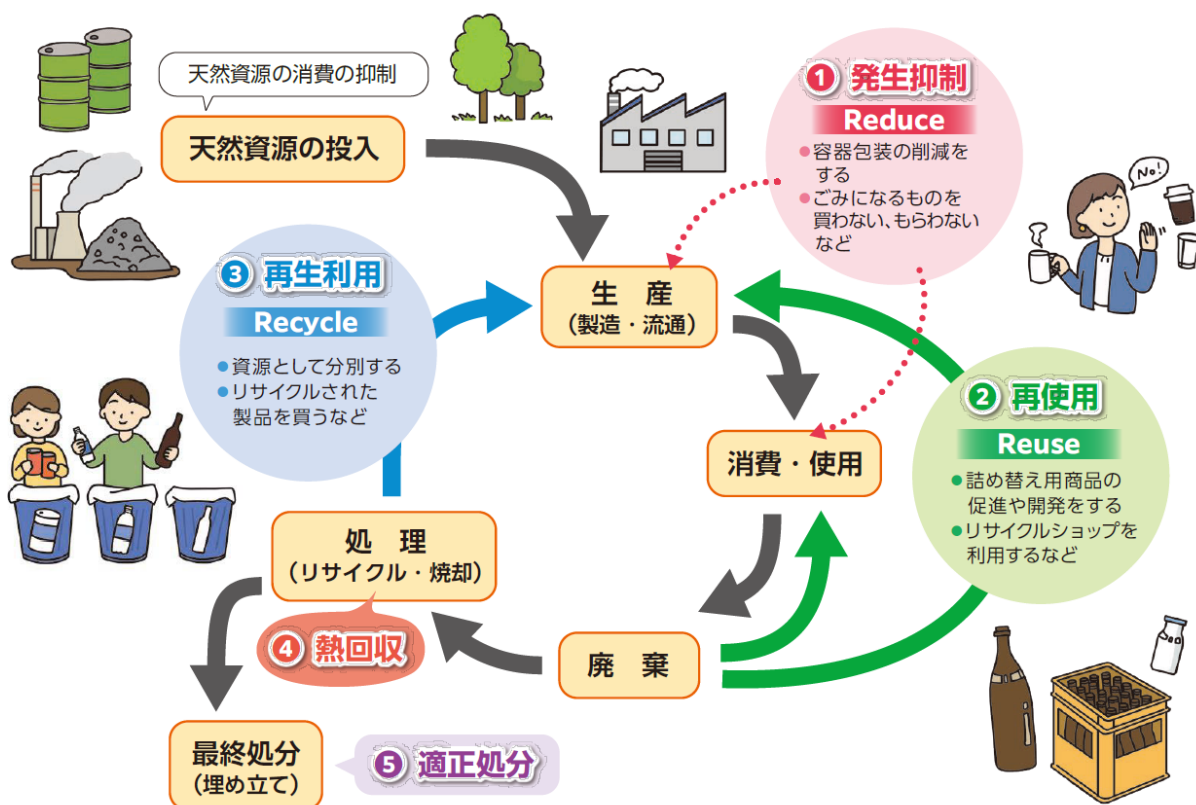
1 節 廃棄物の減量と資源化

1 これまでの取り組みと課題

◆循環型社会とは

循環型社会とは、限られた資源を効率的に利用し、環境負荷の低減を図る社会のことをいいます。環境負荷の低減と経済成長を両立し、持続可能な社会を構築していくためには、「生産」「消費・使用」「廃棄」「処理」のすべての段階で資源を効率的に利用し、循環させていくことが大切です。

<循環型社会の概念図>



(1) これまでの取り組み

◆国の取り組み

- ・平成 30 年に、国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。これは、国民や事業者のごみの排出削減や、食品ロスの削減について数値目標を設定し、様々な施策を総合的かつ計画的に進めていく計画です。
- ・この計画を受けて、環境省は「プラスチック資源循環戦略」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）や、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）などの法整備を行い、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めています。

<プラスチックの資源循環>

- ・令和元年に、国は、プラスチック資源循環戦略を策定しました。これは「^{スリー} R + Renewable」、つまり、^{リデュース} Reduce（発生抑制）、^{リユース} Reuse（再利用）、^{リサイクル} Recycle（再生利用）と、Renewable（再生可能な資源へ替える取り組み）を基本原則として、プラスチックの資源循環を推進する戦略です。
- ・また、令和 12 年までに、ワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）を累計で 25% 排出を抑制することなど、6 つの目標を掲げています。そして、この取り組みの一環として、令和 2 年に、レジ袋の有料化（無料配布禁止等）が義務付けられました。
- ・令和 4 年に、プラスチック資源循環法が施行されました。この法律は、プラスチック製品の設計から流通、そして廃棄処理までに携わる事業者などが行うべき資源循環の取り組み（3R+Renewable）を示しています。



<食品ロスの削減>

- ・令和元年に、国は、食品ロス削減推進法を策定しました。これは、行政、事業者、消費者等が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組むことを目指しています。
- ・また、令和 2 年に、食品ロス削減推進法に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定し、食品ロスの量を平成 12 年度比で令和 12 年度までに、家庭系、事業系ともに半減させること、また、食品ロスの削減に取り組む消費者の割合を 80%にするという目標を設定しています。

コラム Re-Style

国は、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、その活動や取り組みの浸透を呼びかけています。「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージに、3R の取り組みを多くの方々に知ってもらい、自分の暮らしに取り入れてもらうよう、環境の面だけでなく、歌やダンス、アニメや動画などのサブカルチャーと連携したコンテンツを発信しています。

Re-Style

限りある資源を未来につなぐ。
今、僕らにできること。

出典) 環境省 Re-Style

◆本市の取り組み

- ・平成 23 年に、本市は、ごみ減量・資源化の施策を示す「ごみ減量・資源化指針 2011」を策定し、平成 29 年に指針を改定しました。
- ・この指針では、ごみ焼却量がピークであった平成 9 年度の 15.6 万 t から 1/3 以上の削減となる「ごみ焼却量 10 万 t 以下」を目標に掲げ、様々な施策を展開してきました。
- ・そして、令和 4 年に、本市は 2040 年頃の将来像を見据え、まちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定しました。この構想では、脱炭素化や循環型社会の構築に向け、市民・事業者・行政が一体となって、取り組むことが示されており、これを踏まえて、同年 7 月に、本指針を改定しました。
- ・本指針は、次に掲げる 5 つの項目について具体的な取り組みを掲げています。

<資源分別回収>

- ・資源分別回収は、地域の自治会連合会を単位に、原則として月 1 回実施されています。
- ・資源分別回収に関する情報発信を強化するため、QRコードや AI チャットボット等、インターネットを活用した情報発信を行っています。
- ・資源分別回収以外の資源化ルートを把握するため、民間事業者の古紙等回収ステーションの設置状況を調査しています。



資源分別回収の様子

<紙ごみ>

- ・雑がみ回収の啓発のため、「雑がみのイベント回収」や「雑がみ回収の啓発動画の配信」、「雑がみ回収台紙の配布」、「雑がみ PR マークの活用」等を行っています。
- ・子どもに対する雑がみ回収の啓発や環境教育のために、家庭で集めた雑がみを学校で回収する「雑がみ回収スクール事業」や、雑がみがリサイクルされる様子を体験して理解を深める「紙すき体験講座」を実施しています。
- ・市民が気軽に紙類をリサイクルできるよう、自治会連合会の管理による回収拠点として、「古紙回収用ボックス」を公民館等市有地や土地所有者に承諾を得た民有地に設置しています。



雑がみ PR マーク



雑がみ回収台紙の使用例

<生ごみ>

- ・生ごみの発生を抑制する「3・3プロジェクト」(水キリ、食べキリ、使いキリを指す 3 キリ・3R クッキング) を啓発するため、「ごみ減量・リサイクル講座」や「3R クッキング講座」を開催しています。
- ・令和 4 年度から、家庭から日々排出される生ごみの減量を目的に、電気式生ごみ処理機の購入費用に対する補助を行っています。

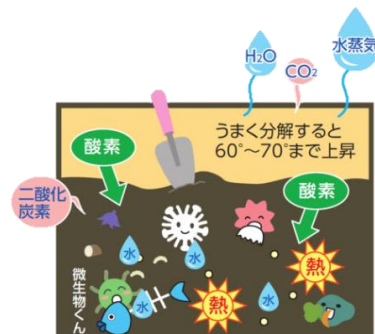
- ・家庭における生ごみの資源化を推進するために、ダンボール箱で手軽に生ごみを堆肥化できるダンボールコンポスト事業を実施しています。そして、ダンボールコンポストの普及促進のため、ダンボールコンポストの実践方法を紹介した動画の配信や、講座の開催、購入補助などに取り組んでいます。

コラム ダンボールコンポスト

「ダンボールコンポスト」は、ダンボール箱の中に基材を入れて、微生物の働きで生ごみを分解させ堆肥にする方法です。

手軽に、安価で、家庭の生ごみを処理でき、においも少ないことが特徴で、ダンボール1箱で約60kgの生ごみを処理できます。

また、作られた堆肥は、各家庭で利用するほか、余った堆肥は、市が回収し、地域の学校などで活用するという事業を行っています。



▼ ダンボールコンポストの実践方法が学べる動画



<プラスチックごみ>

- ・令和4年4月に、ビン・カン・ペットボトルやプラスチック製容器包装の中間処理施設である新たな「岐阜市リサイクルセンター」が稼働したことに合わせ、市内全域でプラスチック製容器包装の分別収集を開始しました。
- ・プラスチック製容器包装の分別収集に先立ち、他都市の先進事例の研究等を行い、円滑な収集体制や仔細な作業手順を整えました。また、市民に対し、出前講座の開催や、啓発チラシの配布等により周知を行っています。
- ・プラスチック製容器包装の適正な分別について、広報紙や市ホームページ、案内チラシや「ごみ出しのルール」の配布、ポスターの掲示、テレビやラジオ放送、動画配信、バスのデジタルサイネージなど、各種媒体を活用し、市民に啓発しています。
- ・また、外国の方々への外国語チラシ（英語・中国語・タガログ語・ベトナム語・ポルトガル語）、視覚障がい者の方々への点字チラシや音声版広報を作成しています。
- ・店頭でトレイ回収を行っているトレイ回収協力店や、簡易包装等の取り組みを率先して行っているエコ・アクションパートナー協定店を、市ホームページや広報紙等に掲載し、紹介しています。
- ・プラスチックごみやレジ袋の削減をテーマとした市主催の講演会などを開催しています。



プラスチック製容器包装分別収集の啓発動画

▼啓発動画のQRコード



＜事業系ごみ＞

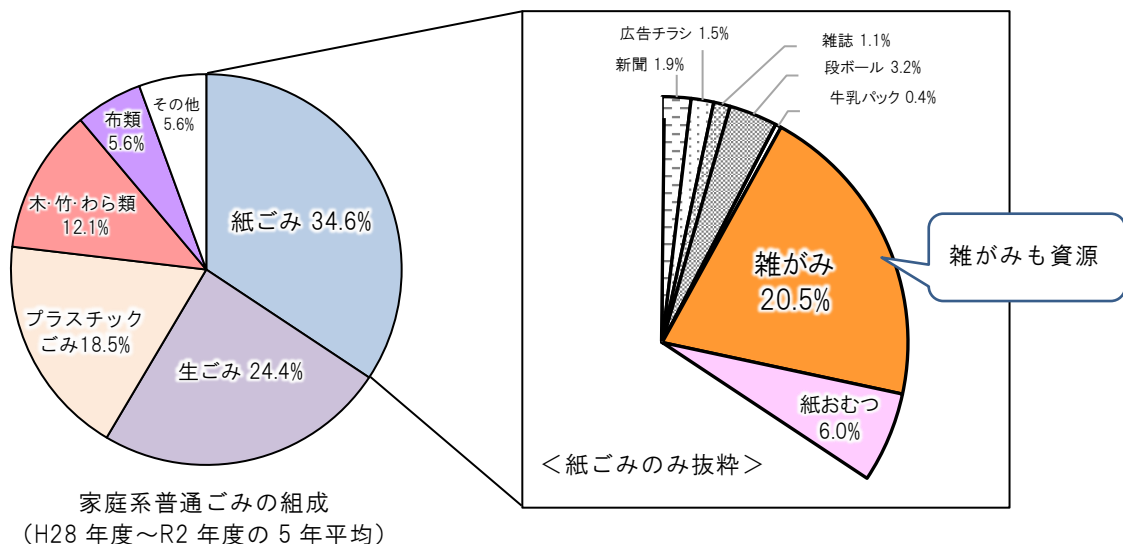
- ・事業所のごみ減量・資源化を推進するために、大規模事業所や中規模事業所に対し立入調査を行い、分別ボックスの設置による資源分別の徹底などの指導を行っています。また、それぞれの事業所の有益な取り組みについて、市ホームページ等で紹介しています。
- ・岐阜県と協力して、飲食店等での生ごみの減量や食品ロス削減のために、「岐阜市食べキリ協力店・協力企業」を募集し、登録事業所数を拡大しています。



（２）結果と課題

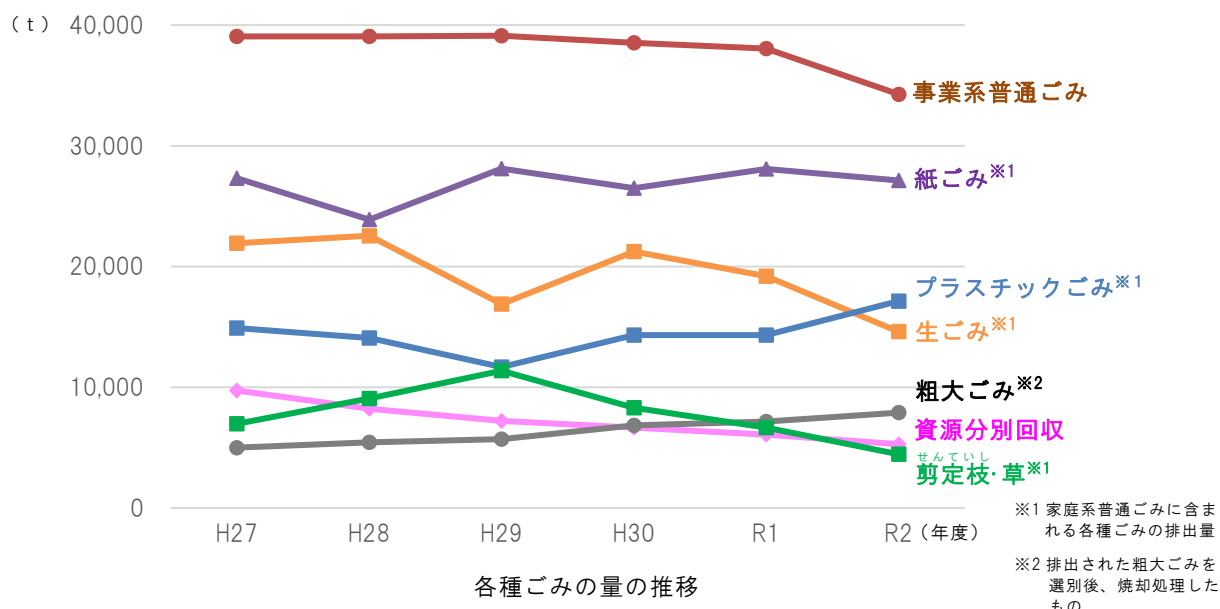
◆ごみの排出抑制に向けた重点的な取り組みについて

- ・令和3年度のごみ焼却量は、122,831tであり、令和7年度までに「ごみ焼却量10万t以下」という目標を達成するためには、さらなるごみの減量が必要です。
- ・資源分別の回収量は、民間事業者の古紙等回収ステーションの利用が増えたことから、年々減少していますが、資源分別の回収量と民間ステーションの回収量の合計は、ほぼ横ばいです。引き続き、市民が参加しやすい資源分別回収の環境づくりが必要です。
- ・紙ごみの排出量は、ほぼ横ばいの状況にあり、中でも雑がみが大部分を占めています。令和2年度は、10,147tの雑がみの資源化が可能であると推計していましたが、実際に資源化された量は536tであり、約5%しか資源化されていませんでした。
- ・さらなる資源化を図るために、雑がみの回収を強化する必要があります。



- ・家庭系普通ごみの約4分の1は、生ごみです。生ごみの排出量は、高齢化や共働き世帯の増加により、自宅での調理の機会が少なくなったため、減少傾向にありますが、さらなる減量を進める必要があります。
- ・本市で実施した食品ロス実態調査によると、生ごみのうち約4割が食品ロスとなっていることから、生ごみを減量するためには、食品ロスを減らすことが重要です。

- ・プラスチックごみは、家庭系普通ごみの中で、紙ごみ、生ごみとともに排出量が多いごみです。プラスチックごみの排出量は、令和元年度まではほぼ横ばいでしたが、令和2年度は、コロナ禍の影響によりテイクアウトや感染防止対策品等のプラスチック製品の使用が増えたため、排出量が増加しています。
- ・令和4年4月から開始したプラスチック製容器包装の分別収集などを通して、プラスチックごみの資源化を進め、その焼却量を削減していく必要があります。
- ・事業系ごみの排出量は、令和元年度までは横ばいでしたが、令和2年度はコロナ禍の影響により社会経済活動が停滞したため、排出量が減少しました。事業所のごみ減量・資源化を推進するために、事業所への立入調査と指導を強化するとともに、ごみ減量・資源化の取り組みを支援する必要があります。
- ・粗大ごみの排出量は、年々上昇しており、特に令和元年度以降は排出量が大きく増加し、令和2年度はごみ焼却量の6.3%を占めています。また、家庭系普通ごみにおいて、4番目に排出量が多い木・竹・わら類の中では、^{せんていし}剪定枝や草がその大部分を占めています。さらなるごみ減量のためには、このようなごみの減量施策を検討する必要があります。



コラム ごみ処理に係る温室効果ガスの排出について

ごみ処理では、ごみの運搬、焼却などの過程において、温室効果ガスを排出しています。

実際に、本市の令和元年度の二酸化炭素の排出量のうち3.3%は、廃棄物分野から発生したものです(P.21参照)。

そのため、ごみの発生を抑制し、資源として有効利用することは、地球温暖化対策として効果的な取り組みです。



パッカー車
(出前講座での実演の様子)

◆ごみ処理の有料化制度について

- ・ごみ処理の有料化は、制度を導入している自治体によると、住民のごみの排出に係る意識改革につながり、ごみの減量や資源化の促進に有用な取り組みとされています。従来のごみ処理に要する費用の負担は、多くのごみを排出する人も、減量に努力している人も変わりません。そのため、有料化制度は、ごみの排出量に応じて、その負担を公平にする仕組みであるとされています。
- ・ごみ処理有料化制度の導入については、平成 24 年 10 月に環境審議会から「ごみ減量効果が期待できることから、次世代に先送りすることなく実施することが望ましい」、「方針を固める上で、市民の理解と協力を得るための意見交換を行うこと」、「実施に当たっては、十分な周知期間の確保、社会経済状況等の状況に留意すること」との答申を受けました。
- ・また、こうした中、岐阜市議会の平成 26 年 3 月定例会で「家庭ごみ無料収集の継続を要望する請願」が採択され、「雑がみ回収、プラスチック容器包装の分別収集などを強化すること」などが求められました。
- ・このようなことから、ごみ処理の有料化は、ごみの減量施策を推し進め、その削減効果を検証・評価した上で、市民の意見を伺いながら、導入を判断することとしています。

2 今後の取り組み

◆ごみ減量・資源化指針の 3 つの基本方針と 6 つの基本施策

ごみ焼却量を 10 万 t 以下に削減するために、引き続き 3 つの基本方針と 6 つの基本施策に基づき、市民、事業者、市（行政）が一体となった運動を進めていきます。

基本方針 1

ごみの発生を抑制する仕組みをつくる

- **基本施策 1** 毎日の生活の中でごみ減量意識を習慣化する
- **基本施策 2** ごみ排出量に応じた負担を公平にする

基本方針 2

ごみの中の資源を循環し、再利用する

- **基本施策 3** 再利用できる資源をごみの中から抜き出す
- **基本施策 4** 温暖化対策に向け、ごみの減量の取り組みを進める

基本方針 3

地域の絆の中で、ごみ減量を進める

- **基本施策 5** 生活様式にあわせた資源分別の機会をつくる
- **基本施策 6** ごみ減量の情報を共有できる仕組みをつくる

◆ごみ 1/3 減量大作戦市民運動の展開

①多様な資源ごみ回収を促進する

- ・ 臨時拠点回収等、資源分別回収の機会を拡大する場合の運営支援を行い、市民が参加しやすい資源分別回収事業を構築します。
- ・ 市ホームページや SNS、動画配信、イベント等を活用し、資源分別回収に関する情報をはじめ、ごみ減量に関する情報発信を強化します。
- ・ 民間事業者による資源回収状況の把握と適切な指導により、市民が利用しやすい環境を整備します。
- ・ 剪定枝や刈草の収集制度の検討や、その資源化を研究します。
- ・ 粗大ごみを無償譲渡する抽選会を実施するなど、粗大ごみの再使用・資源化を促進します。



②紙ごみを減らす

- ・ 家庭での雑がみの回収を進めるため、雑がみ回収に利用する台紙を配布するなど、雑がみの分別を強化します。
- ・ 民有地や事業所に古紙回収用ボックスを設置するなど、回収拠点を拡充します。
- ・ 紙製のカトラリーやキッチン用品等の利用を最小限とすることを啓発し、脱・使い捨て意識を醸成します。



③生ごみを減らす

- ・ キッチンで実践できる食品ロス対策を紹介するなど、食品ロスの削減を推進します。
- ・ ダンボールコンポスト講座を積極的に開催し、生ごみの堆肥化と地域循環を推進します。
- ・ 電気式生ごみ処理機への補助の実施や、その他の生ごみの減量方法を研究します。



④プラスチックごみを減らす

- ・ プラスチック製容器包装の資源化を推進するため、適切な分別と排出方法を啓発します。
- ・ 啓発の一策として、岐阜市リサイクルセンターにおける中間処理の様子や、再資源化された製品を紹介します。
- ・ トレイ等の店頭回収協力店と、エコ・アクションパートナー協定店制度を推進します。
- ・ プラスチック製品の資源化について、他都市の先進事例等を踏まえ、分別収集制度を検討します。
- ・ マイボトルの利用促進や、インクカートリッジの回収を拡充し、プラスチック製品の排出抑制を推進します。



⑤事業系ごみを減らす

- ・ 事業所への立入調査と指導方法の強化とともに、ごみ減量の取り組みを支援します。
- ・ 食べキリ協力店・協力企業の拡大と活動の充実を図るなど、事業所から排出される生ごみ減量を推進します。
- ・ 事業所の創意工夫による“オフィスでちよつとごみ減量”運動を推進します。
また、事業者の効果的な減量の手法は、市ホームページなどを通して、他の事業者に紹介します。
- ・ 多様な事業系ごみの減量・資源化の先進事例等を調査し、これを他の事業者に紹介します。



⑥ごみ処理有料化制度の導入を検討する

- ・ 家庭系普通ごみの処理の有料化について具体的に検討します。
- ・ 事業系普通ごみの処理の有料化について具体的に検討します。




3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①ごみの焼却量	122,831t	100,000t (令和7年度)※	選別、粉碎処理後の可燃物 (し尿処理後の残さの焼却等 を含む)
②紙類の年間回収量	14,927 t (推計値)	18,034t (令和7年度)※	資源分別回収等(市内の民間 の古紙等回収ステーション含 む)での回収量
③生ごみ減量に取り組む世帯数	430 世帯 (ダンボールコン ポストのみ)	1,000 世帯	ダンボールコンポストと電気 式生ごみ処理機の補助世帯数
④プラスチック製容器包装の資源化率	79.2% (令和4年度 上半期)	85%	資源化処理量/年間のプラス チック製容器包装収集量

※「ごみ減量・資源化指針」は、令和7年度を目標年度としているため、同様に令和7年度を目標とします。

第3章 自然環境の保全

施策 3 生物多様性を保全します

関連する SDGs	本市で重視すべき視点	関連する SDGs	本市で重視すべき視点
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>河川やその資源・生態系を保全し、持続可能な形で活用します。</p>	 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>森林やその資源・生態系を保全し、持続可能な形で活用します。</p>

1 節 生物多様性の保全

1 これまでの取り組みと課題

◆生物多様性とは

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」とであるといわれています。本市は、金華山や長良川をはじめとする豊かな自然を有し、市内には、およそ 5,800 種もの動植物種が確認されています。人々の暮らしに欠かせない水や食料などは、豊かな自然とこれら多様な生きものと、それによって形づくられた環境の恵みによって支えられています。

そして、これらの恵みは、地域に根付いてきた文化や芸術、人々の知恵や伝統など、私たちの豊かな生活の根源になっています。

3つの生物多様性

生物多様性には、①生態系、②種、③遺伝子の3つのレベルがあるとされています。

①生態系の多様性

森、川、里地里山などには、それぞれの環境にあった生きものが生息・生育しており、その環境と生きもの、そしてそれらのつながりのことを生態系といいます。「生態系の多様性」とは、どれだけ多くの生態系があるかということです。

②種の多様性

例えば、長良川周辺という一つの生態系の中には、魚、水生昆虫、鳥や川原の草木から、目に見えない微生物まで、様々な生きものが生息・生育しています。「種の多様性」とは、そこに暮らす生きものの種類がどれくらい豊富であるかということです。

③遺伝子の多様性

同じ種の中でも、持っている遺伝子情報は、少しずつ異なっています。「遺伝子の多様性」とは、同じ種の中でもそれぞれの生きものが持つ遺伝子の違い、すなわち、生きものの個性の豊かさがどれくらいあるかということです。

(1) これまでの取り組み

◆国の取り組み

- ・平成 22 年に、「生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)」が開催され、生物多様性の喪失を防ぐため、「人々が生物多様性の価値と行動を認識する」といった 20 の個別目標で構成される「生物多様性戦略計画 2011-2020」が採択されました。
- ・平成 24 年に、国は、この目標の達成に向けたロードマップとして、「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定し、令和 2 (2020) 年までに、重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として、次の「5 つの基本戦略」を示しました。

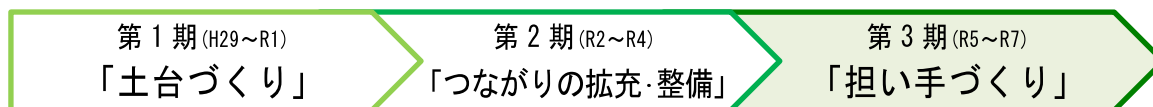
【5 つの基本戦略】

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

- ・令和 2 年に、国は、生物多様性国家戦略 2012-2020 の見直しを開始し、全 9 回におよぶ次期生物多様性国家戦略研究会の開催を経て、令和 3 年に、「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」をまとめました。

◆本市の取り組み

- ・平成 15 年に、本市は、「岐阜市自然環境の保全に関する条例」を制定しました。この条例は、自然と共生するまちづくりの推進を目的として掲げ、貴重野生動植物種の指定や自然環境保全活動団体との協議、自然環境保全地区の制定などについて規定しています。
- ・本市の自然環境の現状を把握する一策として、平成 21 年から 5 年をかけて「岐阜市自然環境基礎調査」を実施しました。そして、その調査結果に基づき、平成 27 年に、「岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト 2015」を作成し、市内で絶滅が危惧される生きものと、市内で生息・生育する外来種の状況を公表しました。
- ・平成 28 年に、生物多様性の恩恵でもある貴重な地域資源を持続的に利活用するための基本的な計画として、「岐阜市生物多様性プラン」を策定しました。
- ・本プランの計画期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間であり、本プランは、目指すべき本市の生物多様性の姿として、「多様な生きものと“あたりまえ”に暮らすまち」を示し、3 つの基本方針と多様な取り組みを推進しています。
- ・また、この取り組みの進捗状況を管理するため、平成 29 年から 3 年ごとに、数値目標を設定した「生物多様性アクションプラン」を改定し、施策を推進しています。



<貴重野生動植物種>

・岐阜市自然環境基礎調査、環境省のレッドリスト、県のレッドデータブックなどを参考に、岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、次の3種を貴重野生動植物種として指定しています。指定した3種を市長の許可なく捕獲や採取することは、禁止されています。

レッドデータ
ブックカテゴリ
環境省
岐阜県
岐阜市

絶滅危惧Ⅱ類(VU)
絶滅危惧Ⅰ類
絶滅危惧Ⅰ類

ヒメコウホネ
(離弁花類スイレン科)



[撮影 平田亨氏]

ちんすいよう
沈水葉と浮葉を持つ多年草で、5～10月頃に黄色い花が水面から突き出て咲きます。湧水を水源に持つ丘陵山間部の池沼や、農業用水路などに生育します。

本種の生育環境である丘陵地の池沼や水路などは、人間の生産活動の活発な場所でもあり、改変や改修などにより生育地が減少しています。

ヤマトサンショウウオ
(サンショウウオ目)
サンショウウオ科

絶滅危惧Ⅱ類(VU)
絶滅危惧Ⅰ類
絶滅危惧Ⅰ類



[撮影 直井秀幸氏]

全長10cm程度の小型のサンショウウオで、体は褐色で黒褐色斑が密にあり、尾の上下の縁に黄条があることが多いのが特徴です。成体は低山や丘陵地の落葉広葉樹林などに生息し、山間の水田脇の水溜りや湿地などの止水域において、産卵します。

ヤマトサンショウウオの生息に適した環境が減少しているため、生息域や生息数が減少しています。

また、本市の個体群は、西日本に生息するヤマトサンショウウオの分布の境界にあたり、学術上貴重なものです。

ホトケドジョウ
(コイ目ドジョウ科)

絶滅危惧ⅠB類(EN)
準絶滅危惧
準絶滅危惧

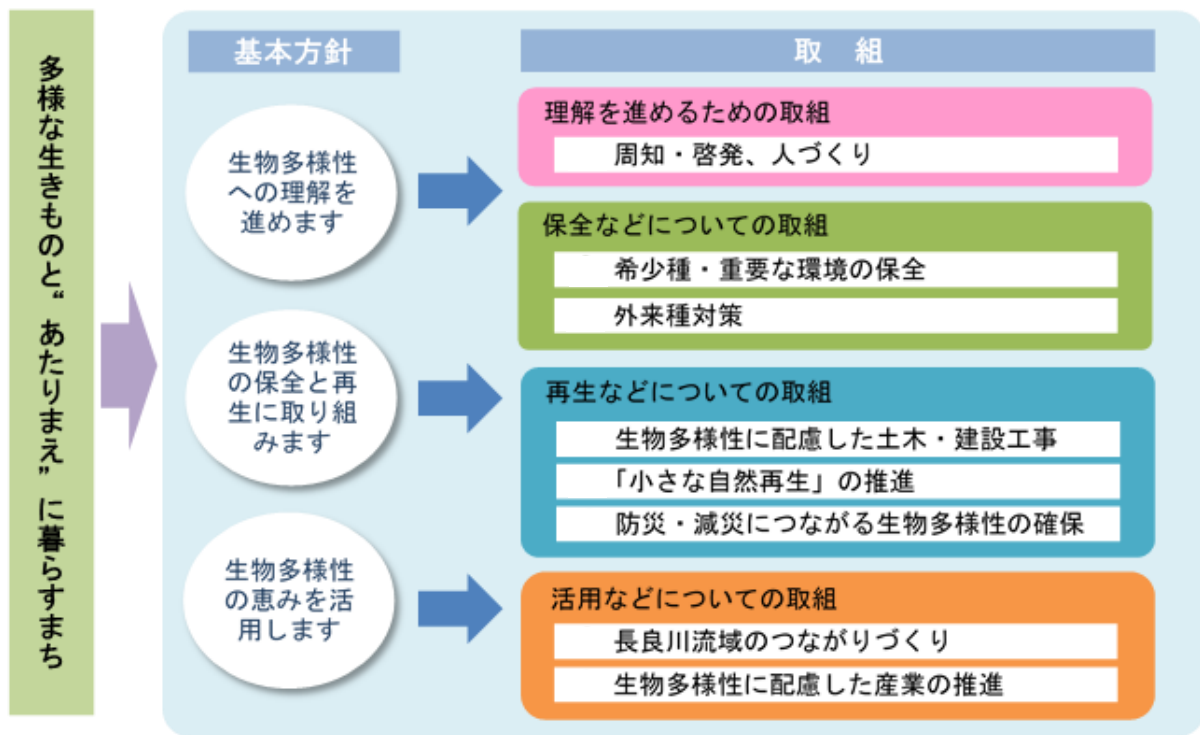


[撮影 寺町茂氏]

大型の個体では、全長8cmを超え、体型は円筒形で、4対8本の髭があります。体色は地域差や個体差がありますが、茶褐色又は赤褐色で、体側には黒点が散在しています。

湧水を水源に持つ細流や用排水路、池の砂礫底又は泥底に生息し、底生の小動物を捕食します。

水田の圃場整備、遊水池の埋め立て、水質汚濁などにより生息環境が悪化し、生息域や生息数が減少しています。



岐阜市生物多様性プランの基本方針と取組

①理解を進めるための取組

- ・生物多様性の保全と持続可能な利活用を推進するためには、人々の生物多様性に対する理解を進めることが非常に重要です。
- ・そのために、家庭、学校、地域、職場などで、生物多様性について、実際に体験しながら学ぶ機会をつくります。また、学校や研究機関との連携により、学校や地域での環境教育、自然環境の調査・保全を推進するとともに、アースレンジャー自然体験塾、生物多様性シンポジウム、学生環境会議、こどもエコクラブ、水生生物調査など、次世代を育成する場を提供し、生物多様性に関わる人材を育てています。



アースレンジャー自然体験塾
(6月の達目洞での田植えの様子)

②保全などについての取組

- ・本市で確認された約 5,800 種のうち 7.2%にあたる 420 種について、絶滅が危惧されています。その中で、貴重野生動植物種に指定されているヒメコウホネについては、^{だちぼくぼら}達目洞自然の会と、ヤマトサンショウウオについては、岐阜高校、岐阜大学、世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふと協力して、保全活動を行っています。その他にも、外来種の情報収集を行うほか、侵略的外来種の駆除に協力するなど、外来種をこれ以上増やさないための学習や活動を行っています。
- ・また、岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、市内で自然環境の保全の活動を実施している 11 団体を「自然環境保全活動団体」として認定し、これらの団体の活動を、自然・環境活動情報サイト「ぎふネイチャーネット」のホームページで紹介しています。



ヤマトサンショウウオ放流の様子

③再生などについての取組

- ・公園や緑地は、火災時の延焼遮断帯として、また、災害時の避難場所や復旧活動の拠点として活用できるなど、防災や減災の場としての効用があります。このように自然環境が有する多様な機能を活用し、地域の魅力や住居環境の向上、防災・減災といった多様な効用を得ようとする考え方を「緑のインフラ」といいます。
- ・一方、市民の暮らしを支える道路、河川、用水路などのインフラ整備は、地域の生態系に強い影響を与えることがあります。そのため、インフラ整備にあたっては、あらかじめ生態系への配慮が必要となります。そこで、本市においては、自然環境に配慮した「多自然川づくり」が実施されています。多自然川づくりは、河川周辺に住む生きものにとって、生息や生育、また繁殖がしやすい自然に近い状態での河川の整備を行うことです。
- ・また、大規模なインフラ整備における環境保全活動だけでなく、地域住民が身近な場所で自らが小規模な自然再生の作業を行う「小さな自然再生」に取り組んでいます。この取り組みでは、自ら行った作業の結果が確認しやすいこともあり、環境に対する理解を深めることにつながっています。



西出川での多自然川づくりの様子

コラム インフラ整備における生物多様性への配慮

～東海環状自動車道の建設に伴う村山川の改修～

村山川には、レッドリストに掲載されている分布図からも、希少な生きものが多く生息していることがわかっています。川の改修に伴い、平成29年から、希少な淡水産二枚貝やこれらを産卵場所とするタナゴ類、その他生きものの生息状況を把握するため、工事関係者、岐阜大学等、市が連携して川の環境調査などが行われました。この調査を基に、希少生物の移植、流出の抑制、貝類が好む砂泥質及び砂礫質の堆積する河床の確保などの生息環境の創出、特定外来生物の進入定着の防止、土砂濁流水の防止などの保全対策が実施されました。

村山川の改修は、令和2年度から4年度まで工事が計画されており、希少種の移植及びモニタリング調査を実施しながら行われています。



採集された二枚貝

④活用などについての取組

- ・生物多様性による恵みを連綿と上手く活用することは、これを未来に伝えていくことにつながります。
- ・本市の中心部を流れる長良川は、「ぎふ長良川の鵜飼」に代表される様々な文化と、流域のつながりを育んできました。今後も、長良川に関わる文化の継承と、長良川流域のつながりを推進する必要があります。また、これとともに、これまで自然の恵みを受けてきた鵜飼漁をはじめとする川漁に関する技術、提灯、うちわ、和傘など伝統工芸品等の技術についても、次世代へ連綿と引き継いでいきます。

(2) 結果と課題

- ・本市の自然環境の豊かさを知り、それを次世代に継承していく必要があります。
- ・自然豊かな本市において、多数の生きものが絶滅の危機に瀕しています。このことは多くの市民に浸透しているとはいえないため、様々な媒体を活用してこれを周知することが必要です。
- ・自然環境保全活動団体においては、構成員の高齢化や新規加入者の減少が懸念されているため、今後の継続的な団体運営が課題になっています。
- ・自然環境保全活動団体等によって保全活動が行われていますが、実際に保全活動へ参加している市民は少ないため、多くの人々を保全活動の参加につなげることが必要です。

2 今後の取り組み

◆レッドデータブック・ブルーデータブックについて

- ・令和元年度から3年度にかけて実施した、岐阜市自然情報調査に基づき、「岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015」を、「岐阜市版レッドデータブック・ブルーデータブック2023」へ改訂しました。
- ・改訂版では、絶滅が危惧されている生きものとして「レッドデータブック」に420種を掲載しました。また、本来、自然分布しておらず、人為的影響で侵入した生きもの（外来種）として「ブルーデータブック」に276種を掲載し、生息状況等を取りまとめています。



岐阜市版レッドデータブック
・ブルーデータブック 2023

レッドデータブック・ブルーデータブック 2023 カテゴリ定義

レッドリスト	絶滅	市内では、すでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅	市内において、飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅危惧Ⅰ類	市内において、絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
	絶滅危惧Ⅱ類	市内において絶滅の危機が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
	準絶滅危惧	市内において、存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「危険危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
	情報不足	市内において、評価するだけの情報が不足している種。
リスト	侵入ランクA	市内に広範囲に分布・定着しているもの。
	侵入ランクB	市内への分布は局所的であるもの。
	侵入ランクC	市内への侵入は初期段階もしくは未定着のもの。

レッドデータブック・ブルーデータブック 2023 掲載の市内で生息・生育記録のある生物種数

分類群	レッドリスト							ブルーリスト			
	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	合計	侵入ランク			合計
								A	B	C	
植物	1		50	75	109	33	268	38	51	77	166
動物	1	1	37	36	49	28	152	39	28	43	110
哺乳類			2		8		10	7	1		8
鳥類			7	8	9		24	2		2	4
爬虫類				1	1	4	6	2	1	6	9
両生類			5	1	2	3	11	1			1
魚類		1	7	5	8	6	27	8	4	7	19
昆虫類	1		3	8	8	8	28	7	15	22	44
貝類			13	12	11	6	42	10	7	6	23
甲殻類				1	2	1	4	2			2
合計	2	1	87	111	158	61	420	77	79	120	276

◆レッドデータブック・ブルーデータブックの活用について

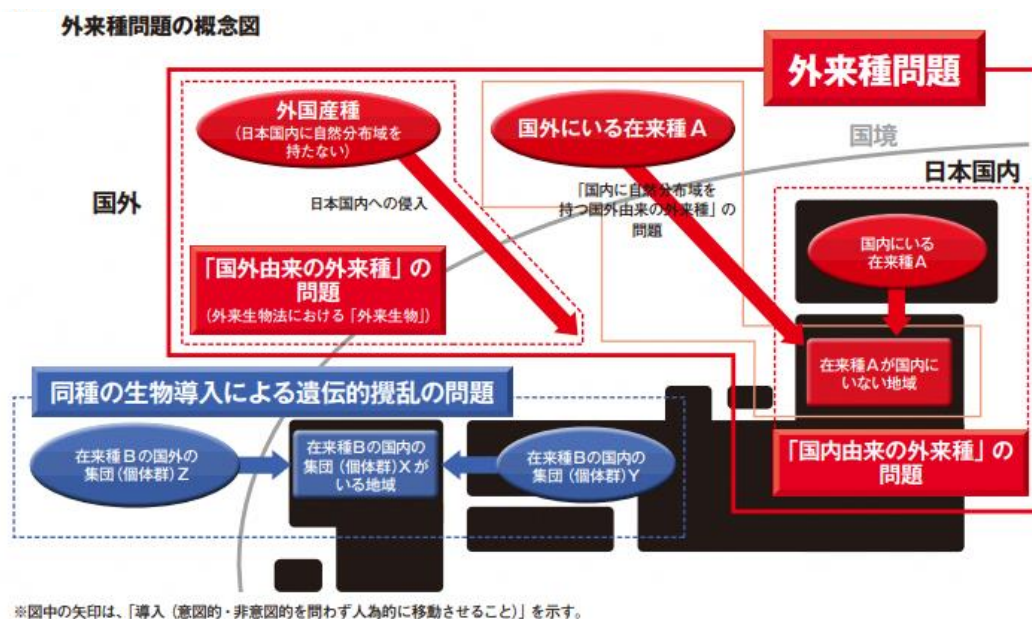
- ・レッドデータブック・ブルーデータブック 2023 の概要版を活用して、自然環境の保全に関する意識啓発を行います。また、希少種の保全のために、企業の事業活動を行う際は、自然環境への配慮が必要であることを広く啓発します。
- ・自然環境保全活動団体や事業者、関係機関と協力して、希少種の保全に取り組みます。
- ・岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、貴重野生動植物種として、保全対象種に指定する生きものを検討します。
- ・ブルーデータブックの掲載種については、在来の生きものや自然環境、市民生活への影響などを調査し、対策を検討していきます。
- ・今後も継続して自然環境の調査を実施し、市内の生物多様性の現状を把握するとともに、その調査結果を保全活動に活かします。

コラム 外来種について

外来種とは「国外や国内の他の地域から、本来の移動能力を超えて、人間の活動により意図的・非意図的に、自然分布域外に導入、定着し、分布が拡大する生物」です。同じ国内であっても、その場所以外から持ち込まれた生きものは外来種となります。外来種は、生態系だけでなく、人の生命・身体、農林水産業などにも影響を与えます。

また、外来種のうち、生息・生育範囲や数を管理することが困難で、生態系や人々の暮らしに悪影響をもたらす外来種は「侵略的外来種」と呼ばれ、特に対策が必要となります。

本市では、外来種を定着させないための心がけとして、外来種被害予防三原則（環境省）「入れない、捨てない、広げない」を守ることが重要であると啓発しています。



出典）環境省「外来種被害防止行動計画」

◆環境教育の拡充と担い手づくり

- ・学校や地域での環境教育をはじめとした、体験型の自然環境教育であるアースレンジャー自然体験塾や学生環境会議、こどもエコクラブなど、生物多様性を学ぶための場を拡充します。また、生物多様性がもたらす恵みによって、各種の産業が支えられていることを、幅広く周知・啓発します。
- ・そして、こうした機会を通して、生物多様性への理解の向上と保全活動への参加を促進し、生物多様性の保全に関わる人材を育てます。
- ・自然環境保全活動団体の活動を継続するため、広報による活動内容の紹介や参加者の募集を行うほか、保全活動を協働して行っています。

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①生物多様性に関する広報の実施	2回	8回	ぎふネイチャーネットなどへの掲載回数
②自然環境保全活動団体の活動支援回数	43回	43回	自然環境保全活動団体の活動を職員が支援した回数
③自然を守る取り組みをしている人の割合	34.4%	40%	アンケートで、自然を守る取り組みを「している」「ときどきしている」と答えた人の割合
④本市のレッドデータブックに掲載した生きものの保全に関する活動の回数	16回	増加	本市のレッドデータブックに掲載した生きものの調査や保全、生息環境の維持などの活動の回数

コラム 地球温暖化による生物多様性への影響

地球温暖化による気候変動等の影響により、生物の生息域や、開花の時期、渡り鳥の去来などに、様々な変化がみられます。これらの変化は、その種だけでなく、その種が関係する他の種にも影響を及ぼします。例えば、ある種の植物の花粉を運ぶ昆虫や、種子を運ぶ鳥類が生息域を移動させてしまうことで、植物の繁殖に影響を与えることになります。



このように、地球温暖化による影響は、自然生態系のバランスを損ない、生物多様性に多大な支障を及ぼします。



花粉を運ぶミツバチ

第4章 生活環境の確保

施策4 生活環境を快適にします

関連する SDGs	本市で重視すべき視点	関連する SDGs	本市で重視すべき視点
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>大気、水質及び土壌の汚染や、有害化学物質による健康被害をなくし、安全な生活環境を実現します。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>大気の常時監視や廃棄物の適正な処分に注意を払い、良好な生活を確保します。</p>

1 節 大気環境の保全

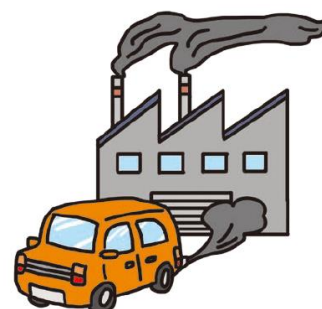
1 これまでの取り組みと課題

◆大気汚染とは

工場や自動車などから窒素酸化物(NOx)やいおう酸化物(SOx)などが排出されることで、大気が汚染されます。これらの物質は大気汚染物質と呼ばれ、酸性雨の原因となったり、人や動植物に害のある物質に変化したりするなど、様々な問題を引き起こします。

例えば、石油などの燃料を燃焼することで発生する窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)は、反応すると光化学オキシダントを生成します。光化学オキシダントは高濃度になると、目やのどに刺激を与えるといった健康被害を生じさせます。

また、かつてドライクリーニングで使用されていたテトラクロロエチレンや自動車の排気ガスに含まれるベンゼンなどの有害大気汚染物質、物を燃やした時に発生するダイオキシソ類は、低濃度であっても長期的に吸引すると人の健康を損なうおそれがあり、特に注意が必要です。



(1) これまでの取り組み

◆国・県の取り組み

- ・国は、環境基本法第16条第1項に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染物質や有害大気汚染物質、微小粒子状物質(PM_{2.5})に係る環境基準を定めています。

【環境基本法】(平成5年法律第91号)

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

大気汚染物質	二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）、 二酸化窒素、光化学オキシダント
有害大気汚染物質	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン

- ・ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類による大気汚染の環境基準を定めています。
- ・大気汚染防止法や岐阜県公害防止条例は、工場や事業場における事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び建築物の解体等に伴う粉じんの排出等を規制しています。
- ・また、大気汚染防止法は、「水銀に関する水俣条約」の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出義務、排出基準等も定めています。

◆本市の取り組み

- ・大気汚染防止法第 22 条に基づき、岐阜市内に一般環境大気測定局を 3 局、自動車排出ガス測定局を 1 局設置し、大気の汚染状況の常時監視を実施しています。

【大気汚染防止法】（昭和 43 年法律第 97 号）

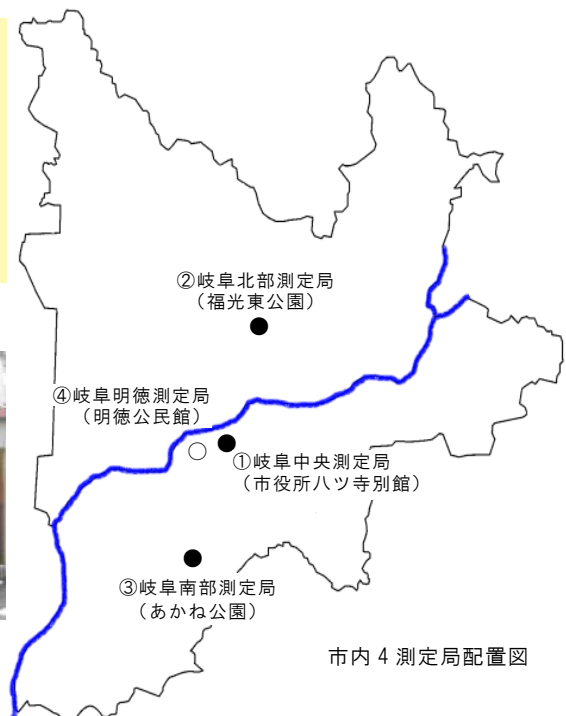
第 22 条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染(放射性物質によるものを除く。第 24 条第 1 項において同じ。)の状況を常時監視しなければならない。



● 一般環境大気測定局



○ 自動車排出ガス測定局



- ・大気汚染を防止するため、工場等へ立ち入り、施設の適正管理及び排出ガス等の規制基準の遵守を指導しています。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、定期的に大気中のダイオキシン類の測定をしています。
- ・建築物の解体等工事に伴うアスベストの飛散を防止するため、届出対象の作業現場の立入検査を実施しています。

(2) 結果と課題

- ・市内の測定局における大気の常時監視の結果、光化学オキシダントを除く大気汚染物質について、環境基準を満たしています。
- ・一般大気環境におけるダイオキシン類及び有害大気汚染物質についても、環境基準を満たしており、健康で安全、快適な生活環境が保たれています。
- ・市民の安心、安全な生活環境を確保するため、今後も市内の大気環境の把握に努め、工場等への指導を継続していく必要があります。

2 今後の取り組み

- ・市内の大気測定局において、大気汚染物質の常時監視及び有害大気汚染物質やダイオキシン類の測定を実施し、その結果を公表します。
- ・工場等への立入検査を実施し、大気汚染防止法などの規制遵守を指導します。
- ・ダイオキシン類の排出規制等の立入指導とともに、建築物の解体等工事に伴うアスベストの飛散を防止するため、作業現場の立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導します。

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①光化学オキシダントの環境基準の適合率	94%	96%	昼間の1時間値が0.06ppm以下の時間数の割合
②微小粒子状物質(PM _{2.5})の環境基準の適合率	100%	100%	日平均値が35μg/m ³ 以下の日数の割合
③ダイオキシン類対策特別措置法の対象事業場の基準の適合率	100%	100%	基準適合施設数/調査施設数
④アスベスト除去現場の漏えい基準の適合率	100%	100%	基準適合現場数/測定現場数

2 節 水・土壌環境の保全

1 これまでの取り組みと課題

◆水質汚濁とは

河川や湖沼、かんがい用水路など、公共のために利用される水域や水路のことを「公共用水域」といいます。水質汚濁とは、これらの公共用水域の水が、工場・事業場や一般家庭からの排水などによって汚れた状態のことをいい、排水に含まれる有機物や有害物質などは、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

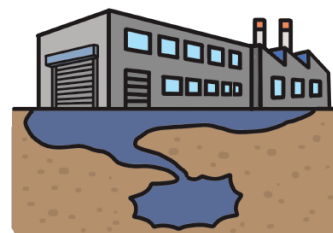


◆土壌汚染とは

土壌汚染とは、土壌が有害な物質で汚染された状態のことをいいます。土壌汚染は、工場や事業場で使用している有害な物質の不適切な取り扱いなどが原因で発生するケースが多く、あわせて地下水汚染を引き起こす場合もあります。

また、有害な物質が自然界に元から存在し、自然由来による土壌汚染が発生する場合があります。

汚染された土壌に含まれる有害物質が、口や肌から体内に入ったり、有害物質が溶け出した地下水を口にすることで、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。



(1) これまでの取り組み

◆国・県の取り組み

- ・国は、環境基本法第16条第1項に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、公共用水域の水質の汚濁に係る環境基準を定めています。

生活環境の保全に関する環境基準の調査項目

水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性の程度を表します。7が中性で、数値が小さくなるほど酸性、大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水に含まれる有機物を微生物が分解するときに消費する酸素の量で、水の汚れ具合の目安となります。
浮遊物質 (SS)	水中に懸濁している、水に溶けない汚れの量を表します。
溶存酸素量 (DO)	水に溶け込んでいる酸素の量です。基本的に数値が高いほど水質は良好です。
大腸菌数	水の中にいる大腸菌の数です。ふん便による汚染等があると数値が大きくなります。

- ・水質汚濁防止法は、公共用水域や地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境の保全をすること等を目的として、工場や事業場に対する排水基準を定めています。

- ・ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類による水質汚濁（河川の底質を含む）や土壌汚染に係る環境基準を定めています。また、環境保全等を目的として、工場や事業場に対するダイオキシン類の基準を定めています。
- ・岐阜県は、水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域と地下水の水質の状況を把握するため、「岐阜県公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画」（以下「県計画」という。）を策定しています。

◆本市の取り組み

- ・本市には、長良川をはじめ、伊自良川や境川など数多くの河川があります。これらの河川において、県計画に基づき、環境基準点（8地点）での定期的な水質や底質の検査を、国と分担して実施しています。



環境基準点	実施主体
①長良川中流（藍川橋）	国
②長良川下流（長良大橋）	
③伊自良川上流（繰舟橋）	
④伊自良川下流（竹橋）	
⑤境川上流（東辰新橋）	本市
⑥境川下流（境川橋）	
⑦荒田川（出村）	
⑧鳥羽川（伊自良川合流前）	

- ・また、本市には、良質で豊富な地下水があり、同じく県計画に基づき、調査地点（23地点）でカドミウム等の健康項目の調査を実施しています。
- ・水質汚濁防止法に基づき、特定事業場の監視を実施しています。
- ・市内の河川や公園などで、河川水、河川底質、地下水、土壌について、ダイオキシン類の常時監視を実施しています。
- ・公共用水域の水質汚濁の原因として、家庭から排出される生活排水が挙げられることから、「岐阜市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、公共用水域の汚染を低減するため、下水道整備区域では、地域の実情等に応じて下水道の整備を行い、下水道整備区域以外では、合併処理浄化槽の普及を進めています。
- ・浄化槽法に基づき、浄化槽の適正な維持管理について、指導・啓発を行っています。



特定事業場への立入検査の様子

(2) 結果と課題

- ・本市の河川水や地下水は、各々の環境基準を概ね満たしています。
- ・工場や事業場からの排水は、排水基準を概ね満たしています。
- ・水質や土壌のダイオキシン類は、継続して環境基準を満たしています。
- ・良好な水環境を保全するために、河川などの水質を監視する必要があります。
- ・土壌汚染が判明した場合は、市民の健康被害の防止のため、周辺の汚染状況の調査などの対応を図る必要があります。
- ・生活排水の適正な処理のため、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進する必要があります。

2 今後の取り組み

◆水環境の保全

- ・良質な水質を保持するため、県計画に基づき、定期的に河川水、河川底質、地下水について調査を実施します。
- ・排水基準を遵守するよう、基準を周知します。また、定期的に事業場の立入検査を実施し、これを指導します。
- ・公共用水域における水質汚濁事故に速やかに対応するため、関係部署と「岐阜市河川事故対応措置」を制定し、被害の拡大防止に努めます。



長良川

◆土壌環境の保全

- ・土壌汚染が判明した場合は、岐阜市地下水保全条例に基づき、市民への周知を行います。また、周辺井戸水調査を実施するとともに、土地の所有者等に対して、土壌汚染対策法に基づく指導を行います。

◆ダイオキシン類対策

- ・ダイオキシン類による汚染の有無を確認するため、水質や土壌について継続的に調査を実施し、その結果を周知します。

◆生活排水の対策

- ・下水道整備区域では地域の実情等に応じて下水道の整備を行い、下水道整備区域以外では合併処理浄化槽の普及を推進します。
- ・浄化槽の適正な維持管理について、関係機関や様々な媒体を通して指導・啓発を行います。

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①河川水質基準の適合率	89.4%	100%	生活環境項目基準適合検体数 /環境基準点(8地点)の検体数
②排水基準の適合率	92.7%	100%	基準適合事業場数/排水調査 事業場数
③地下水の概況調査における 環境基準の適合率	100%	100%	環境基準適合地点数/地下水 調査地点数(23地点)
④ダイオキシン類環境基準の 適合率(水・土壌)	100%	100%	環境基準適合数/ダイオキシ ン類調査数(河川水、河川底 質、地下水、土壌)

コラム 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案

平成16年3月に発覚した大規模な産業廃棄物の不法投棄事案では、環境大臣の同意を得て、平成20年から「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく、特定支障除去等事業を実施しました。

自主撤去等を含め、約50万m³を掘削し、選別、運搬、処分を行い、平成25年3月末に対策工事が完了しました。

また、平成30年度に仮設構造物の撤去を行い、不法投棄現場における行政代執行が完了しました。

引き続き、行為者などに、不法投棄された産業廃棄物の撤去などにかかった費用の支払いを求めるとともに、周辺モニタリング調査を継続していきます。



産業廃棄物不法投棄事案の現場

3 節 騒音・振動・悪臭の規制

1 これまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

◆騒音・振動・悪臭について

騒音・振動・悪臭は「感覚公害」とも言われ、ある人には許容できる音や匂いも、別の人には許容できないといったように、感じ方に個人差があります。鉄道、工場、建設現場だけでなく、自動車、飲食店、エアコンの室外機など、身の回りに発生源があります。



◆国・県の取り組み

- ・騒音規制法や振動規制法に基づき、工場や事業場、建設工事に伴う騒音・振動を規制しています。
- ・悪臭防止法に基づき、工場や事業場で発生する悪臭を規制しています。
- ・岐阜県公害防止条例に基づき、深夜騒音等を規制しています。

◆本市の取り組み

- ・騒音規制法に基づき、都市計画法に定める用途地域によって、市域を3つの類型に区分し、騒音調査（一般地域）を実施しています。

一般地域の3つの類型

類型	地域の区分
A	専ら住居用とされる地域
B	主に住居用とされる地域
C	住居とともに商業施設や工業施設のある地域

- ・騒音規制法に基づき、道路に面する場所で、騒音調査（自動車騒音）を実施しています。
- ・本市の南東部の一部は、航空自衛隊岐阜基地の周辺地域であることから、航空機騒音に係る環境基準が定められており、4測定地点で騒音調査（航空機騒音）を実施しています。
- ・騒音・振動・悪臭を発生する工場や事業場へ立入検査を実施し、規制の遵守等を指導しています。



航空機騒音の環境基準指定地域

(2) 結果と課題

- ・騒音や振動、悪臭の原因は多岐にわたります。原因に合わせた対応が必要です。
- ・一般地域の騒音は、地域によっては環境基準を満たしていないことがあります。
- ・自動車騒音に係る環境基準の達成率は、若干改善傾向にありますが、さらなる改善が必要です。
- ・航空機騒音は、年度によって環境基準を満たしていないことがあるため、管理者に改善を求める必要があります。

2 今後の取り組み

◆騒音・振動の対策

- ・工場や事業場に対して、規制の周知や規制遵守等の指導を実施します。また、自動車や航空機の騒音は、騒音調査を実施し、必要に応じ管理者に環境改善を求めます。

◆悪臭の対策

- ・悪臭を発生させる事業場へ立ち入り、必要に応じて悪臭の測定を行い、規制遵守等を指導します。





悪臭の測定の様子

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①騒音の環境基準の達成率 (一般地域)	100%	100%	達成地点数/調査地点数
②騒音の環境基準の達成率 (自動車騒音)	93.9%	95%	達成戸数/調査路線沿道の 全戸数
③騒音の環境基準の達成率 (航空機騒音)	100%	100%	達成地点数/調査地点数

第5章 環境教育・市民協働の推進

施策 5 環境意識を高めます

関連する SDGs	本市で重視すべき視点	関連する SDGs	本市で重視すべき視点
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>子どもたちをはじめとするすべての市民が、持続可能な開発を促進するために必要な知識等を習得できるようにします。</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>市民や環境保全団体、事業者、行政が協働し、環境に配慮した、持続可能な開発目標を達成するための取り組みを強化します。</p>

1 節 環境教育の推進と環境意識の向上

1 これまでの取り組みと課題

◆持続可能な開発のための教育とは

現在、世界では気候変動や生物多様性の喪失、資源の枯渇等、人類の活動に起因する様々な問題が生じています。

こうした中、これらの問題を自らの問題としてとらえ、持続可能な社会を目指し行動できる人を育てるために行う学習・教育活動を、「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）」（以下「ESD」という。）といいます。

平成 14 年に、日本が「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で提唱した ESD は、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつとされ、令和元年の国連総会で「SDGs の実現の鍵である」と採択されました。SDGs の実現には、持続可能な社会を構築する担い手の育成が不可欠であり、ESD は、SDGs のすべての目標の実現に貢献するものとされています。



[参考：日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ
「持続可能な開発のための教育(ESD)の更なる推進に向けて
～学校でESDを実践されている皆様へ～」]

(1) これまでの取り組み

◆国の取り組み

- ・平成24年に、国は、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を閣議決定し、「問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくこと」の必要性を示しました。
- ・また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育等促進法」という。)に、新たに「協働取組の推進」「学校教育における環境教育の充実」などが盛り込まれ、施行されました。

環境教育とは

「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義されています。

(「環境教育等促進法」第2条第3項より)

◆本市の取り組み

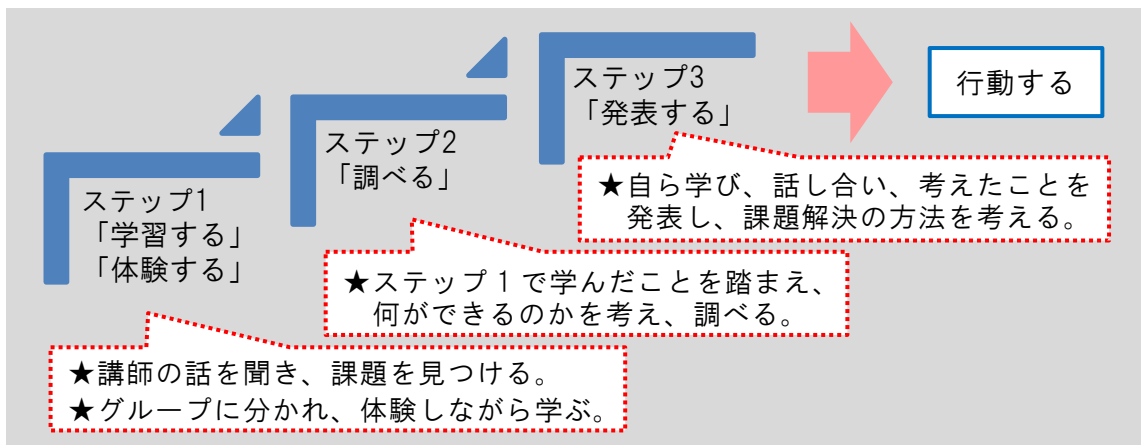
環境基本条例第4条では、「環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境に関する教育(学習を含む。)及び意識の啓発が行われなければならない。」と定めており、環境教育を優先する原則を掲げています。

また、小中学校を中心に、地球環境の現状や自然環境の保全、ごみの減量・資源化などの講座を実施するとともに、年間を通した「総合的な学習の時間」を活用した環境教育を展開し、子どもたちがただ学ぶだけでなく、自ら考え、行動ができる人材の育成に取り組んでいます。

そして、本市の環境に関する出前講座を、「総合的な学習の時間」をはじめとする学校授業に取り入れてもらうため、出前講座の内容をまとめた「岐阜市環境学習プログラムガイド(小中学校向け)」を作成し、学校での環境教育を推進しています。



環境教育プログラムガイド



「総合的な学習の時間」を活用した環境教育のモデル

◆環境意識の向上のための事業

- ・環境について関心を持っている大学生や高校生が集まり、環境に対する考えや環境活動体験などについて幅広く意見交換を行い、学生間のネットワークづくりに役立てる「学生環境会議」を開催しています。
- ・「生物多様性シンポジウム」や「ごみ減量フォーラム」など、様々な環境意識を高める催しを開催しています。
- ・子どもたちが環境について気軽に学べるよう、岐阜市環境白書を基に、小学校4年生から6年生を対象に「子ども環境白書」を作成しています。この子ども環境白書では「自然のこと（生物多様性のこと）」「地球温暖化のこと」「ごみ減量・資源化のこと」をわかりやすく解説しています。
- ・本市のごみ処理の概要をまとめた社会科副読本「ごみとわたしたち」を小学校4年生に配布し、学習に活用しています。
- ・ごみの減量・資源化をテーマとした小中学校向けの「ごみ 1/3 減量大作戦子どもポスターコンクール」を行っています。
- ・環境問題に対する専門的知識や豊富な経験を有し、環境保全活動に助言を行うことができる人材である「環境カウンセラー」や各所の環境NPOによる環境教育を行っています。
- ・環境活動に顕著な功績のあった団体等に対して、「岐阜市環境活動顕彰」の表彰を行っています。
- ・令和4年に開設した「岐阜市リサイクルセンター」をはじめ、「DREAM★Solar ぎふ太陽光発電所」や「柳津資源ステーション」、「芥見りサイクルプラザ」などの環境施設を環境教育の拠点として活用しています。



ごみ 1/3 減量大作戦
子どもポスターコンクール
入選作品（令和3年度）

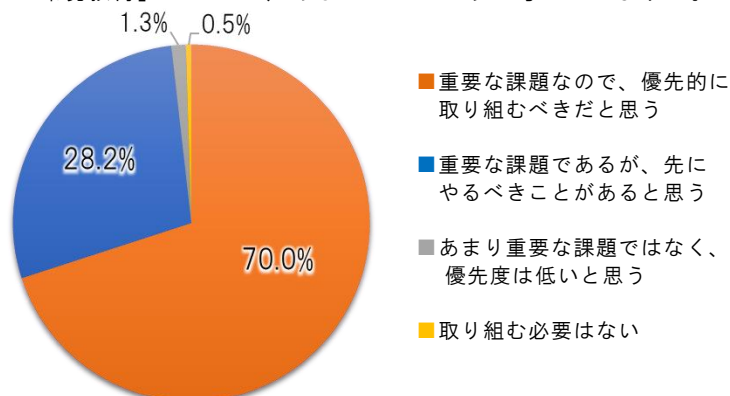


岐阜市リサイクルセンター
見学の様子

（2）結果と課題

- ・令和2年度の環境に関する出前講座の参加者数は5,340人と、平成28年度の3,681人と比べて大幅に増加しています。引き続き、多くの市民が出前講座に参加してもらえるよう、市民のニーズに即した環境学習のテーマなどを研究するなど、さらに出前講座の充実を図る必要があります。
- ・また、令和4年度に行った環境に対する意識調査アンケートの結果では、「環境教育が重要な課題なので優先的に取り組むべきだと思う」と回答した市民は70%であり、環境教育を通し、環境意識を向上する必要があります。

Q.「環境教育」について、あなたはどのように考えていますか。



2 今後の取り組み

市民の環境意識を高め、自ら考え、自ら行動することができる人を育成するため、多くの人が参加できる学びの機会をつくります。

なお、この環境基本計画は、環境教育等促進法第8条に規定された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」を兼ねるものとします。

【環境教育等促進法】（平成15年法律第130号）

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

◆体験学習の開催

- ・環境に関心を持つきっかけづくりとして、環境について学ぶ出前講座や、金華山や長良川などの地域の自然資源を活用した体験型講座を実施することで、市民等の環境意識を高めます。
- ・年間を通して親子で自然体験できるアースレンジャー自然体験塾や、子育て中の親が自然について学べる講座などを開催します。



アースレンジャー自然体験塾
（10月開催の稲刈りの様子）

◆次世代の担い手の育成

- ・次世代を担う子どもたちの環境意識を高めるため、子ども環境白書や環境プログラムガイド等を活用して、学校での環境教育の充実に取り組みます。
- ・現在、市内の小中学校と特別支援学校のすべての児童生徒に、タブレット端末が貸与されていることから、環境学習の教材をデジタル化し、時間や場所にとらわれない学習を可能とします。
- ・子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断し、問題を解決する力を育むことを目指し、引き続き、年間を通した「総合的な学習の時間」を活用した環境教育を展開します。
- ・自然と触れ合い、自然の大切さを実感してもらえるよう、体験型環境教育の推進に取り組みます。
- ・「こどもエコクラブ」の地方事務局を設置し、発足式、交流会などのイベントを開催するとともに、こどもエコクラブの活動に対し、支援を行います。



◆環境情報の発信

- ・毎年、「岐阜市環境白書」を作成し、環境基本計画に掲げる施策の取り組み状況や、本市の環境の状況、そして環境問題に対する情報を発信します。
- ・自然・環境活動情報サイト「ぎふネイチャーネット」を活用し、本市の自然情報や自然環境保全活動団体の活動などを紹介します。

- ・様々な環境情報を、市ホームページや広報ぎふ、フェイスブックなどの SNS、本市のイベント等を通して、広く市民に情報を発信します。

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①環境学習をしている人の割合	43.8%	50%	環境に関するアンケートにおいて、環境学習をしていると回答した人の割合
②出前講座の開催回数	206回	増加	環境に関する出前講座の開催回数
③子どもの環境意識	78.2%	増加	アンケート調査において、環境学習等を通して、環境意識が高まったと答えた子どもの割合
④こどもエコクラブへの参加団体数	33団体	33団体	市内を拠点として活動するこどもエコクラブの団体数
⑤体験型環境教育の実施校数	14校	増加	体験型環境教育を実施した学校数

コラム シビックプライドについて

本市が考えるシビックプライドとは、これまで積み重ねてきた歴史や伝統、文化、風土、あるいは先人の営みなどを大切にしながら、市民一人ひとりが、これからも岐阜の地で、楽しく豊かに暮らし続けていくための原動力となる、まちへの愛着や誇り、まちに主体的に関わろうとする想いのことです。

本市は、金華山や長良川といった豊かな自然がありながら、市中心部では整備や開発が進み、都市的な要素も併せ持っています。岐阜ならではのまちの魅力を知り、体験することで、まちへの愛着や誇りが育まれます。また、環境教育を通し、岐阜の身近な環境を体験することで、自然を守ろうとする思いが高まります。自然豊かなまちであり続けるためにも、シビックプライドの醸成を図ることが大切です。

市役所に隣接する複合文化施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」では、本市の魅力的な情報を集めた拠点「ぎふ古今（シビックプライドプレイス）」を館内に設置するなど、積極的な取り組みを行っています。



ぎふ古今（シビックプライドプレイス）

2 節 市民協働による環境美化の推進

1 これまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

◆本市の取り組み

- ・平成 11 年に、「岐阜市まちを美しくする条例」(以下「まちを美しくする条例」という。)を制定し、清潔で美しく快適なまちづくりのため、空き缶やたばこの吸い殻の散乱防止や犬猫のふん害の防止を規定しました。この条例では、環境美化の活動や施策は、市民等・事業者・占有者等及び市が協働し、それぞれの役割分担の下に取り組むことを基本理念としています。

【岐阜市まちを美しくする条例】(平成 11 年条例第 15 号)(一部抜粋)

(基本理念)

第 3 条 環境美化のための活動及び施策は、市民等、事業者、占有者等及び市が協働し、すべての者の参加及び公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことを基本理念として行われなければならない。

(路上喫煙禁止区域内における喫煙の禁止)

第 12 条 何人も、路上喫煙禁止区域内の公共の場所においては、喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した喫煙場所においては、この限りではない。

(空き缶等ごみの投棄等の禁止)

第 13 条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理している場所(公共の場所等という。)にみだりに空き缶等ごみを捨ててはならない。

2 何人も、公共の場所等においてその犬等が排泄したふんを放置してはならない。

- ・市民協働による環境美化活動は、まちを美しくする条例に基づき、毎年 5 月 30 日と 11 月の第 3 日曜日を「環境美化の日」と定め、主に自治会を中心に、市内で一斉清掃活動を行っています。

環境美化の日

5 月 30 日	5・3・0 (ごみゼロ) 運動
11 月第 3 日曜日	クリーンシティぎふの日運動



ごみゼロ運動の様子

- ・自治会連合会長で構成される「岐阜市都市美化推進連絡協議会」は、都市美化に資する活動(ごみゼロ運動、クリーンシティぎふの日運動などの公共の場所における清掃活動等)を行っており、本市は、その活動に対する補助金を交付しています。
- ・道路や公園などの公共空間の美化活動を行う団体を「岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”」として登録し、その都市美化活動等に対して支援を行っています。

- ・まちを美しくする条例に基づき、たばこの吸い殻のポイ捨て防止のため、路上喫煙禁止区域を指定し、指定喫煙場所を除く禁止区域内の屋外で喫煙した場合には、まちを美しくする条例施行規則で定められた過料を科しています。

路上喫煙禁止区域一覧

指定区域	指定日	効力発生日
JR 岐阜駅周辺、長良橋通り、玉宮通り、柳ヶ瀬及び市役所（旧本・南庁舎）周辺	平成 20 年 8 月 22 日	平成 20 年 10 月 1 日 （平成 21 年 1 月 1 日から過料徴収開始）
金華山の 10 の登山道、岐阜公園の一部、川原町界限	平成 23 年 3 月 1 日	平成 23 年 9 月 1 日 （同日から過料徴収開始）
みんなの森 ぎふメディアコスモス周辺	平成 27 年 2 月 12 日	平成 27 年 8 月 1 日 （同日から過料徴収開始）
JR 岐阜駅東区域	平成 30 年 11 月 15 日	平成 31 年 3 月 1 日 （同日から過料徴収開始）
市役所新庁舎及びみんなの森 ぎふメディアコスモス敷地内	令和 3 年 3 月 2 日 （指定の解除）	令和 3 年 5 月 6 日 （健康増進法による喫煙禁止の対象となるため、市役所新庁舎の開庁に合わせて、指定を解除）

<路上喫煙禁止区域図>



路上喫煙防止指導員によるパトロールの様子

- ・長良川における環境保全活動として、長良川の上流域から下流域の18市町や企業、環境保全活動団体で「長良川流域環境ネットワーク協議会」を設立し、次世代を担う子どもたちに対する環境教育や、長良川の上流域から下流域までの水質調査、河川敷での清掃活動等を行っています。



水質調査の様子

(2) 結果と課題

- ・美化活動を推進するため、より多くの市民と、ごみゼロ運動やクリーンシティぎふの日運動などを展開し、環境美化の意識の向上を図る必要があります。
- ・ポイ捨てごみの総数は、減少傾向にありますが、ポイ捨てごみゼロを目指し、様々な広報媒体を活用し、周知啓発に努め、さらなるポイ捨てごみの減少に取り組む必要があります。

2 今後の取り組み

◆市民協働による環境美化の推進

- ・市民や企業などと連携し、ごみゼロ運動やクリーンシティぎふの日運動など、環境美化活動を推進します。
- ・ごみのポイ捨てや路上喫煙を防止するための啓発を強化します。
- ・ボランティア団体と連携し、長良川における環境美化活動とその啓発を推進します。
- ・令和5年度から、本市の長良川流域が、県の「清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画」の「重点モデル区域」として指定されます。この取り組みは、専用アプリを使用して河川の散乱ごみの状況や清掃活動の成果をウェブページに掲載することにより、河川の清掃活動を推進し、活動の輪を拡大するものです。

3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①ごみゼロ運動・クリーンシティぎふの日運動における参加人数	41,883人	42,000人	岐阜市都市美化推進連絡協議会から報告された参加人数

3 節 環境重点地区の設定

1 これまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

環境重点地区とは、環境基本条例第9条に基づく「環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区」のことであり、本計画において設定しています。

第4次計画では、環境重点地区として、長良川区域・金華山区域・^{どどがみね}百々ヶ峰区域を「豊かな生物多様性を保全する区域」に、また、中心市街地区を「低炭素都市のまちづくりを推進する区域」に定め、環境に配慮したまちづくりを推進してきました。

◆豊かな生物多様性を保全する区域

- ・「豊かな生物多様性を保全する区域」では、貴重な動植物が生息・生育していることから、生物多様性の保全を最優先とし、自然環境保全活動団体とともに保全活動を行ってきました。
- ・金華山の麓の^{だちぼくぼら}達目洞に自生する「ヒメコウホネ」は、「岐阜市自然環境の保全に関する条例」により、「貴重野生動植物種」に指定されており、その生息地は「自然環境保全地区（特別保全地区）」に指定されています。



だちぼくぼら
達目洞

◆低炭素都市のまちづくりを推進する区域

- ・「低炭素都市のまちづくりを推進する区域」では、集約型市街地の形成によるエネルギー利用の効率化を図っています。
- ・また、この区域に、本市の長い日照時間や豊かな地下水といった地域特性を最大限に活かし、再生可能エネルギーを活用した設備の導入など、環境に配慮した岐阜市庁舎を建設しました。



岐阜市庁舎

コラム 環境の日について

6月5日は、環境基本法で「環境の日」と定められています。令和4年に、環境省は「環境の日」の認知度向上や環境問題への意識向上のため、「#環境の日はグリーン」を展開し、その取り組みの1つとして、日本全国の約260施設で、環境について想起させる「グリーン」の特別ライティングを行いました。そして、令和4年6月5日に、本市の新たなシンボルとして建設された市庁舎で、ライティングを実施しました。



ライティングの様子

(2) 結果と課題

環境に対する意識調査アンケートの結果によると、環境重点地区にどのような貴重な動植物が生息しているか、また、どのような保全活動がされているのか、多くの市民に知られていない状況にあります。

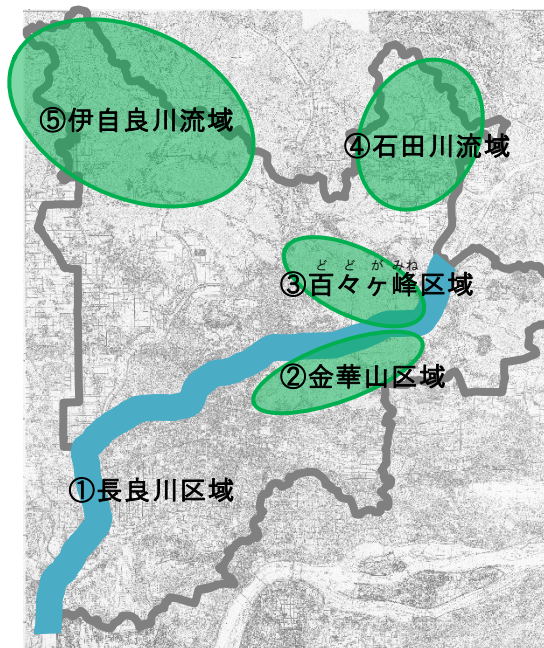
そこで、環境重点地区の重要性を知ってもらうため、次の取り組みを行うことが必要となります。

- ・豊かな生物多様性を保全する区域において、市民が実際に豊かな自然に触れ、その体験を通して自然の大切さを実感してもらうことが必要です。
- ・自然環境保全活動団体などが行う区域内での活動を支援することで、豊かな生物多様性の保全につなげていくことが必要です。
- ・低炭素都市を目指すまちづくりから、さらに、脱炭素都市を目指すまちづくりに移行していくため、市民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践し、その意識の向上を図ることが必要です。

2 今後の取り組み

◆生物多様性保全推進区域

- ・長良川や金華山、百々ヶ峰^{どどがみね}は、まちなかにありながら生物多様性を有する、本市の豊かな自然を表す環境シンボルとなるものです。
- ・また、「岐阜市版レッドデータブック・ブルーデータブック 2023」によると、石田川流域及び伊自良川流域の北部には、レッドデータブックに掲載された貴重な動植物種が約 100 種確認されています。
- ・これらのことから、本計画では、①長良川区域、②金華山区域、③百々ヶ峰^{どどがみね}区域、④石田川流域、⑤伊自良川流域を環境重点地区として、「生物多様性保全推進区域」に定めます。
- ・そして、この区域において開発を行う場合には影響を最小限となるよう配慮し、豊かな生物多様性を保全していきます。
- ・また、周辺区域にも、レッドデータブックに掲載される希少な生きものが生息・生育しているため、周辺区域も合わせて、保全を実施することを検討していきます。
- ・生物多様性保全推進区域では、国や県、研究機関と連携して、動植物の分布状況を把握するとともに、市民や自然環境保全活動団体による取り組みを推進し、協働による保全を目指します。
- ・この区域では、市民や自然環境保全活動団体などの取り組みを推進するために、その保全活動を支援していきます。



生物多様性保全推進区域

- ・市民に、本市の豊かな自然等を実感してもらえるよう、長良川での水生生物調査や、金華山・百々ヶ峰・長良川でのクアオルト®健康ウォーキングなど、自然とのふれあいができる体験型講座を開催し、環境意識の向上を図ります。



長良川での水生生物調査の様子

環境重点地区	具体的な取り組み	区域
生物多様性保全推進区域	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を保全することを最優先とし、区域内の保全活動を支援する ・豊かな自然を通し、環境意識の向上を図る 	①長良川区域 ②金華山区域 ③百々ヶ峰区域 ④石田川流域 ⑤伊自良川流域

コラム クアオルト®健康ウォーキングについて

クアオルト健康ウォーキングは、ドイツのクアオルト（健康保養地）で、心臓病のリハビリや高血圧症、骨粗しょう症等の改善のために行われている運動療法を基に、日本で考案された健康づくりのためのウォーキングです。

個々の体力に応じて、安全で効果的な有酸素運動として実践できるよう、指導者とともに、あらかじめ計測された野山のコースを、心拍数、血圧、体表面温度を計測しながら歩きます。

現在、本市では、2つのコースが、日本クアオルト研究所から「クアの道」の認定を受けています。

- ・金華山・長良川・岐阜公園コース
- ・百々ヶ峰・ながら川ふれあいの森コース

両コースとも、本市ならではの景観や豊かな自然等を楽しむことができ、健康づくりとともに、自然を感じることでできるコースとなっています。



クアオルト®健康ウォーキングの様子

◆ぎふ脱炭素化促進区域

- ・本計画では、環境重点地区として、中心市街地区域を「ぎふ脱炭素化促進区域」に定めます。
- ・この区域では、都市機能を集約したコンパクトなまちを目指し、徒歩や自転車、公共交通機関の利用など、環境負荷の少ない移動手段を促進します。
- ・あわせて、この区域の市有施設を中心に、省エネ活動と再生可能エネルギーの活用を促進し、その効果を波及させます。



ぎふ脱炭素化促進区域

環境重点地区	具体的な取り組み	区域
ぎふ脱炭素化促進区域	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ活動と再生可能エネルギーの活用を促進する ・環境負荷の少ない移動手段を促進する 	⑥中心市街地区域

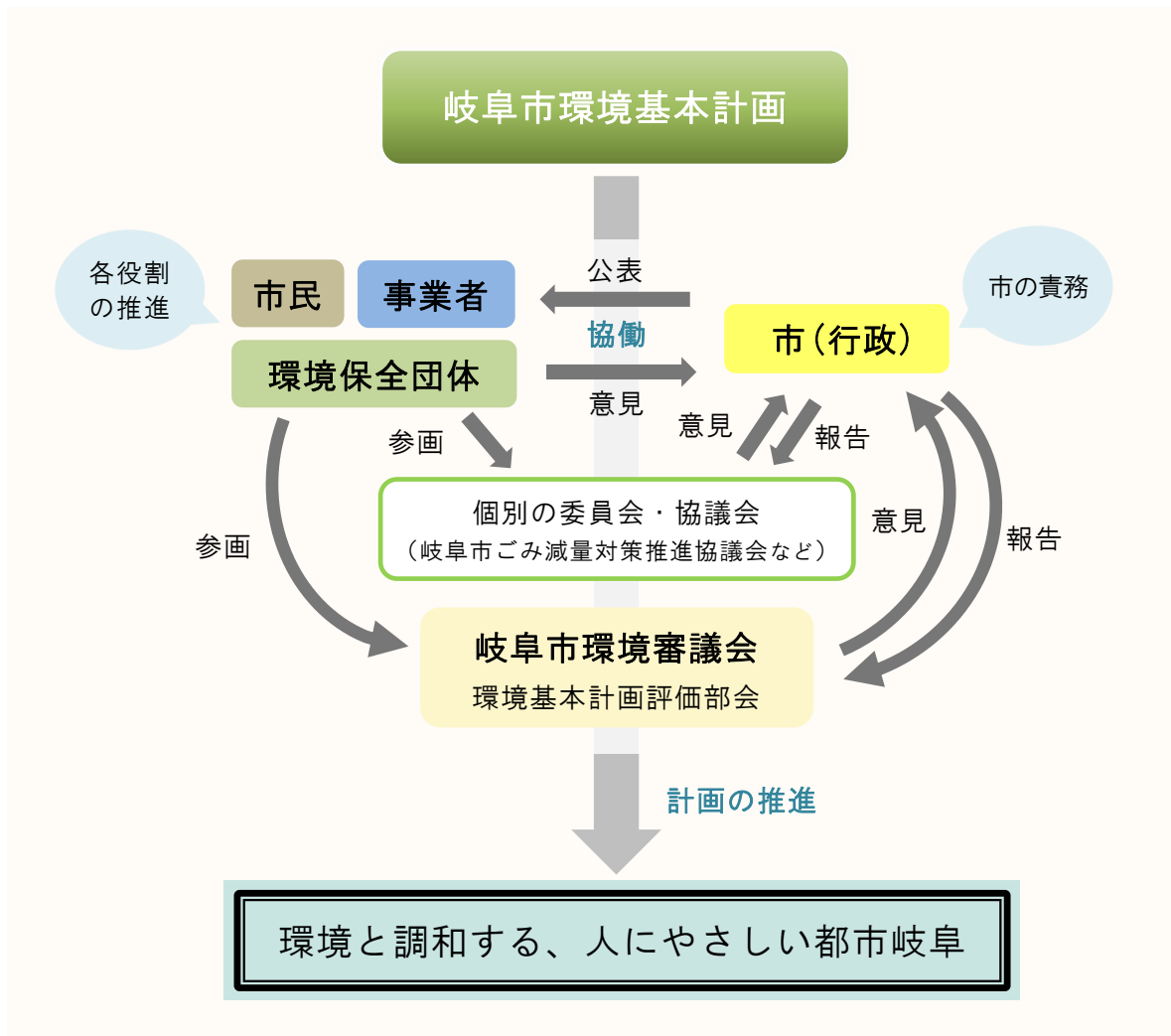
3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①生物多様性保全推進区域内での保全活動支援回数	33回	増加	生物多様性保全推進区域内での保全活動を環境部が支援した回数
②中心市街地の歩行者・自転車通行量	38,600人 /日	45,700人 /日	中心市街地の21地点（つかさのまち周辺、柳ヶ瀬、神田町・玉宮、岐阜駅周辺）における歩行者及び自転車の通行量

第5部 計画の推進

第1章 計画の推進体制

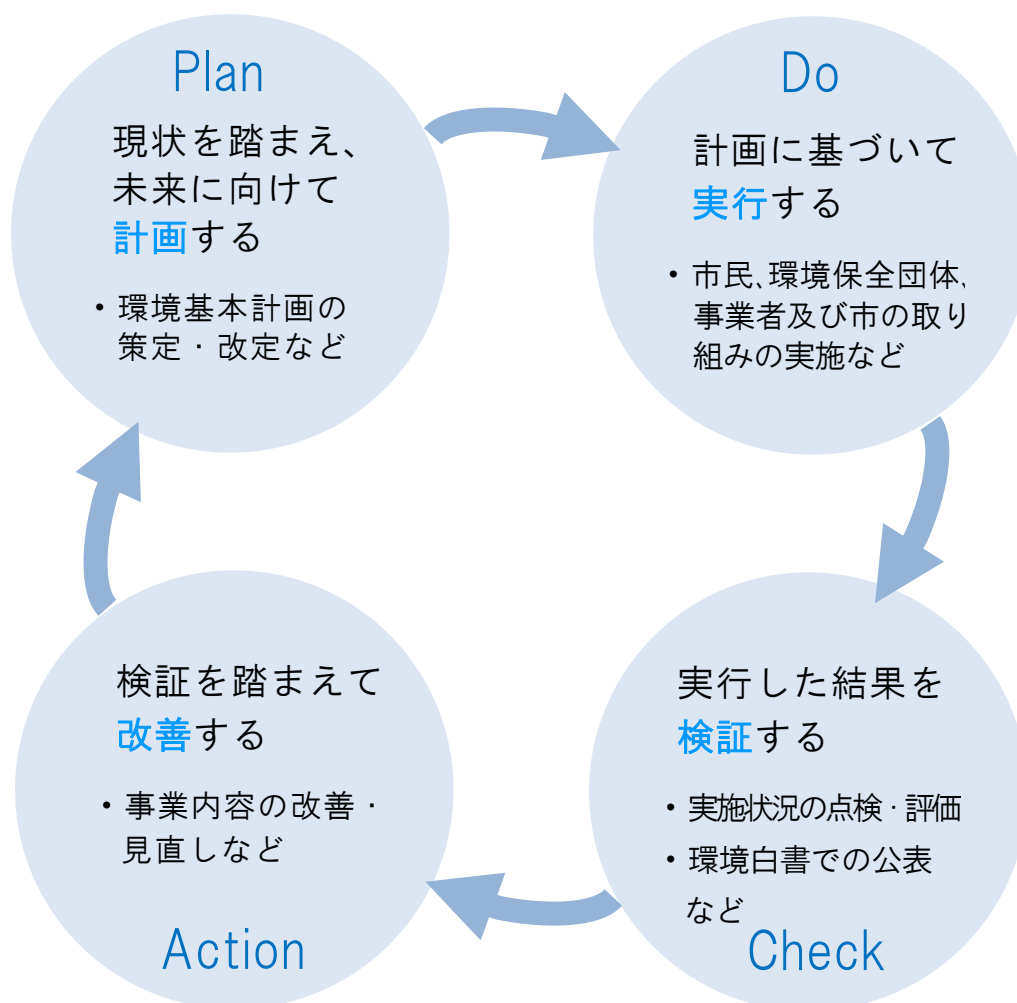
- ・環境基本計画を着実に推進していくためには、市民、環境保全団体、事業者及び市（行政）がそれぞれの役割と責任を認識し、協働して、環境の保全と創出のために積極的に取り組むことが大切です。そのため、次の推進体制により計画を推進していきます。



推進体制の概念図

第2章 計画の進行管理

- ・環境基本計画の進行管理は、事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組む「環境マネジメントシステム」の考え方を取り入れ、「PDCA サイクル」を基本に、施策や事業の実施を行います。



環境基本計画における PDCA サイクル

- ・環境基本計画に掲げる各施策の進捗状況は、毎年、「岐阜市環境審議会環境基本計画評価部会」（以下「評価部会」という。）において点検・評価を行います。
- ・評価部会の評価結果は、環境審議会へ報告するとともに、環境白書や市ホームページで公表します。
- ・本計画の計画期間は、令和9年度までの5年間ですが、評価結果や新たな課題への対応が必要となった場合など、必要に応じて、環境基本計画を見直します。

第6部 参考資料

第1章 施策指標一覧

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	頁
施策1 地球温暖化対策として脱炭素化を促進します			
1節 温室効果ガスの排出量の削減			
①本市の温室効果ガス排出量	174.4万t-CO ₂ (令和元年度)	111.0万t-CO ₂ (2030年度)	24
②市有施設の温室効果ガス排出量	13万t-CO ₂	5.7万t-CO ₂ (2030年度)	
③再生可能エネルギーの発電電力量	1,916 TJ	3,415 TJ	
④地球温暖化対策に取り組んでいる人の割合	83.0%	増加	
2節 気候変動への適応			
①気候変動が及ぼす影響に関する周知啓発の実施回数	—	15回	28
②企業のBCPの策定率	9.0%	増加	
③市が行う省エネ再エネ関連設備の補助金の申請件数	172件/年	1,000件 /5年間	
施策2 ごみを減量・資源化します			
1節 廃棄物の減量と資源化			
①ごみの焼却量	122,831t	100,000t (令和7年度)	37
②紙類の年間回収量	14,927t (推計値)	18,034t (令和7年度)	
③生ごみ減量に取り組む世帯数	430世帯 (ダンボールコンポストのみ)	1,000世帯	
④プラスチック製容器包装の資源化率	79.2% (令和4年度上半期)	85%	
施策3 生物多様性を保全します			
1節 生物多様性の保全			
①生物多様性に関する広報の実施	2回	8回	45
②自然環境保全活動団体の活動支援回数	43回	43回	
③自然を守る取り組みをしている人の割合	34.4%	40%	
④本市のレッドデータブックに掲載した生きものの保全に関する活動回数	16回	増加	

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	頁
施策4 生活環境を快適にします			
1節 大気環境の保全			
①光化学オキシダントの環境基準の適合率	94%	96%	48
②微小粒子状物質(PM _{2.5})の環境基準の適合率	100%	100%	
③ダイオキシン類対策特別措置法の対象事業場の基準の適合率	100%	100%	
④アスベスト除去現場の漏えい基準の適合率	100%	100%	
2節 水・土壌環境の保全			
①河川水質基準の適合率	89.4%	100%	52
②排水基準の適合率	92.7%	100%	
③地下水の概況調査における環境基準の適合率	100%	100%	
④ダイオキシン類環境基準の適合率(水・土壌)	100%	100%	
3節 騒音・振動・悪臭の規制			
①騒音の環境基準の達成率(一般地域)	100%	100%	54
②騒音の環境基準の達成率(自動車騒音)	93.9%	95%	
③騒音の環境基準の達成率(航空機騒音)	100%	100%	
施策5 環境意識を高めます			
1節 環境教育の推進と環境意識の向上			
①環境学習をしている人の割合	43.8%	50%	59
②出前講座の開催回数	206回	増加	
③子どもの環境意識	78.2%	増加	
④こどもエコクラブへの参加団体数	33団体	33団体	
⑤体験型環境教育の実施校数	14校	増加	
2節 市民協働による環境美化の推進			
①ごみゼロ運動・クリーンシティぎふの日運動における参加人数	41,883人	42,000人	62
3節 環境重点地区の設定			
①生物多様性保全推進区域内での保全活動支援回数	33回	増加	66
②中心市街地の歩行者・自転車通行量	38,600人/日	45,700人/日	

第2章 計画の改定経過

1節 改定経過

令和4年

- 4月 25日 第1回環境審議会において諮問
- 5月 19日 第1回環境基本計画検討部会を開催
- 6月 20日 第2回環境基本計画検討部会を開催
- 25日 第1回環境に対する意識調査アンケートを実施
- 7月 11日 環境に対する意識調査アンケート（市政モニター）を実施（2週間）
- 14日 第3回環境基本計画検討部会を開催
- 18日 第2回環境に対する意識調査アンケートを実施
- 8月 25日 第2回環境審議会において進捗状況を報告
- 9月 22日 第4回環境基本計画検討部会を開催
- 10月 14日 第5回環境基本計画検討部会を開催
- 11月 14日 第3回環境審議会において計画案を報告
- 12月 15日 パブリックコメントを実施 12月15日～1月13日

令和5年

- 2月 7日 第6回環境基本計画検討部会を開催
- 20日 第4回環境審議会において最終協議
- 3月 9日 環境審議会から答申
- 3月 日 環境基本計画の決定



環境審議会へ諮問



環境基本計画検討部会での調査審議



環境審議会での調査審議



写真

環境審議会から答申

2節 岐阜市環境審議会委員

会 長	三井 栄	岐阜大学社会システム経営学環
副会長	内藤 哲男	岐阜商工会議所
委 員	児島 利治	岐阜大学流域圏科学研究センター
委 員	酒井 英二	岐阜薬科大学
委 員	森部 絢嗣	岐阜大学社会システム経営学環
委 員	青木 秀樹	岐阜市小中学校長会
委 員	笠井 和美	岐阜市自治会連絡協議会
委 員	坂井田 節	長良川環境レンジャー協会
委 員	杉山 秀子	岐阜市生活学校
委 員	藤田 朋子	生活協同組合 コープぎふ
委 員	八代 英彦	岐阜県
委 員	和田 直也	岐阜市議会
委 員	田中 小百合	公募
委 員	辻本 和雄	公募
委 員	山口 博美	公募

(計画改定時。敬称略。)

3節 岐阜市環境審議会環境基本計画検討部会委員

部 会 長	児島 利治	岐阜大学流域圏科学研究センター
副部会長	森部 絢嗣	岐阜大学社会システム経営学環
委 員	藤田 朋子	生活協同組合 コープぎふ
委 員	田中 小百合	公募
委 員	山口 博美	公募

4節 岐阜市環境審議会への諮問・答申

1 諮問

岐阜市環政第6号
令和4年4月25日

岐阜市環境審議会
会長 三井 栄 様

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜市環境基本計画の改定について（諮問）

岐阜市環境基本計画を改定するにあたり、岐阜市環境基本条例第9条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

【諮問理由】

本市では、目指すべき環境都市像を「環境都市宣言」に掲げる「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」としております。

そして、これを実現するため、「岐阜市環境基本計画」を策定し、「地球環境の保全」や「生物多様性の保全」、「ごみの減量・資源化」を重点施策として、多様な取り組みを推進しております。

こうした中、社会情勢の変化や新たな課題などに対応し、環境施策をさらに推進するため、本年度、岐阜市環境基本計画を改定することといたしました。

つきましては、この環境基本計画の改定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

2 答申

答申後に、記載します。

岐阜市環審第 号
令和 5 年 3 月 9 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市環境審議会
会長 三井 栄

「岐阜市環境基本計画」の改定について（答申）

令和 4 年 4 月 25 日付け、岐阜市環政第 6 号により本審議会に諮問のありました「岐阜市環境基本計画」の改定について、次のとおり答申します。

記

本審議会は、環境都市宣言に掲げる「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の実現のため、岐阜市の中長期的な環境ビジョンとなる「岐阜市環境基本計画」の改定について、慎重に議論を行い、別添のとおりとりまとめました。

近年の環境を取り巻く社会情勢を踏まえると、脱炭素化は、地球規模で取り組む共通課題であり、また、国の示す 2050 年カーボンニュートラルを実現するため、地方自治体においても、地域の脱炭素化を加速しなければならないと考えます。

そのため、本計画では、5 つの基本目標のうち、「脱炭素化の促進」を重点目標として位置付け、その他の基本目標にも、脱炭素化の視点を取り入れました。

また、基本目標を達成するために、環境に関する教育や施策について、将来に亘って継続して取り組むべきであると考えます。

そのため、「環境教育・市民協働の推進」を、各目標にまたがる、横断的な目標として位置付けました。

本計画では、目標達成の目安として、施策毎に「指標」を設けています。

環境教育や市民協働の推進に繋がる指標を実行し、「オール岐阜」の体制で、様々な環境の取り組みを進めていただきたいと思います。

第3章 参考資料

1節 岐阜市環境基本条例

平成18年9月29日

条例第61号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策（第9条—第22条）

第3章 岐阜市環境審議会（第23条—第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

私たちの岐阜市は、自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山と、豊富で清浄な水をたたえ、1,300有余年の鶺鴒の伝統が今に引き継がれる長良川に象徴される自然に恵まれた都市である。こうした恵まれた環境は、自然発生的に生まれたものではなく、先人達が永い年月をかけ、自然の恵みをもとに日々の生活を通して築かれてきたものである。

私たち市民は、この恵まれた環境の下に、豊かで良好な生活を享受する権利を有すると同時に、先人達と同様に、この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいかなければならない役割を担っている。

しかし、今日の経済社会活動は、物質的な生活の豊かさを追い求めるあまり、大量生産、大量消費及び大量廃棄による経済の拡大に伴って、自然環境に大きな負荷をかけ、地球環境へも影響を与えていることもまた事実である。

このため、私たち市民は、一人ひとりが日々の生活を通して自然環境及び地球規模の環境問題に深くかかわっていることを認識し、環境への負荷を最小限にする行動を起こさなければならない。

ここに、社会活動の持続的発展を推進しつつ、すべてのものがそれぞれの役割を担い、かつ、支え合って、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創出に係る基本理念及び基本原則並びに施策の基本となる事項を定め、並びに市、事業者、環境の保全及び創出を図る活動を行う団体（以下「環境保全団体」という。）及び市民の役割を明らかにすることにより、環境の保全及び創出に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境の保全及び創出」とは、大気、水、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な当該環境の状態を維持し、及び形成することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつ

て、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- 4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 5 この条例において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 6 この条例において「循環資源」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）のうち有用なものをいう。
- 7 この条例において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。
- 8 この条例において「再使用」とは、循環資源を製品としてそのまま使用すること及び循環資源を部品その他製品の一部として使用することをいう。
- 9 この条例において「再生利用」とは、循環資源を原材料として利用することをいう。
- 10 この条例において「熱回収」とは、循環資源を熱を得ることに利用することをいう。
- 11 この条例において「再生品」とは、循環資源を使用し、又は利用して製造された製品をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創出は、市の社会、経済及び文化の持続的発展を推進しつつ、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現することによって行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを受るとともに、これを将来の世代へ継承していけるように行われなければならない。
- 3 環境への負荷の低減のため、限りある資源の浪費を止め、循環型社会を実現しなければならない。
- 4 すべてのものは、環境へ負荷を与えることに関しては加害者であり、同時に被害者であるため、自主的かつ積極的に、更に協働して環境への負荷を低減しなければならない。

（基本原則）

第4条 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境に関する教育（学習を含む。以下同じ。）及び意識の啓発が行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、すべてのものが環境に関する情報を共有して進められなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、すべてのものの適切な役割分担及び適正かつ公平な費用の負担の下に取り組まれなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、環境の保全及び創出を図るため、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）及び前条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、次

に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 環境に関する教育及び意識の啓発
- (2) 公害の防止
- (3) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
- (4) 野生生物の保護その他の生物の多様性の保全
- (5) 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出
- (6) 人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出
- (7) 環境の美化その他良好な生活環境の確保
- (8) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用
- (9) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的な利用
- (10) 地球環境の保全
- (11) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する事項

2 市は、市が行う環境施策について、すべてのものに対し分かりやすく説明するとともに、広く意見を聴く機会を確保する責務を有する。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その雇用する者に対し、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものを行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる役割を有する。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、原材料等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等が循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する役割を有する。

4 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を講ずる役割を有する。

- (1) 当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置
- (2) 当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するために必要な措置
- (3) 当該製品、容器等に係る原材料の選択及び材質の工夫その他の当該製品、容器等の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

(環境保全団体の役割)

第7条 環境保全団体は、その環境の保全及び創出のための活動を行うに当たっては、より多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実に努める役割を有する。

2 前項に定めるもののほか、環境保全団体は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

(市民の役割)

第8条 市民は、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものの行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。

2 市民は、製品の長期使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることへの協力等により循環型社会の形成に自ら努める役割を有する。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮

(2) 環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項

3 市長は、市民、事業者、環境保全団体及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」と総称する。）が環境基本計画の策定に参加できるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、岐阜市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告の公表)

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画の推進状況を公表し、当該施策について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴かなければならない。

2 市長は、市民等が環境の保全及び創出に関して行ったことに関する情報を収集し、及び公開し、当該情報について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴くことができる。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境教育の推進)

第12条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての理解を深め、あわせて市民等の環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲を高めるため、環境に関する教育及び意識の啓発の推進に努めるものとする。

2 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進を行うものに対し、環境の保全及び創出に関する指導を行うことができる人材又は情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民等による環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するものとする。

(環境活動顕彰選考委員会)

第13条の2 前条第2項の規定による市民等の顕彰に係る審査を行うため、岐阜市環境活動顕彰選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境に関する情報の提供)

第14条 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(規制の措置)

第15条 市は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備)

第17条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出のための事業を推進するものとする。

(環境への負荷の低減)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の事業の実施に当たっては、自ら率先して廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施)

第19条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創出を図るため広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(推進体制の整備)

第22条 市は、市民等と市が協働し、環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

第3章 岐阜市環境審議会

(環境審議会)

第23条 環境の保全及び創出に関する基本的事項を調査審議させるため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、岐阜市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 事業者、環境保全団体その他環境の保全及び創出にかかわる団体の関係者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市議会議員

(5) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審議会は、専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

9 専門部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

(審議会の会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第26条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(岐阜市環境審議会条例の廃止)

- 2 岐阜市環境審議会条例(平成6年岐阜市条例第41号)は、廃止する。

(岐阜市自然環境の保全に関する条例の一部改正)

- 3 岐阜市自然環境の保全に関する条例(平成15年岐阜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(自然環境保全地区の指定) 第7条 (略) 2 (略) 3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ <u>岐阜市環境基本条例(平成18年岐阜市条例第61号)第23条に規定する岐阜市環境審議会(以下「環境審議会」という。)</u> の意見を聴かなければならない。 4~10 (略)	(自然環境保全地区の指定) 第7条 (略) 2 (略) 3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、 <u>岐阜市環境審議会条例(平成6年岐阜市条例第41号)に定める岐阜市環境審議会(以下「環境審議会」という。)</u> の意見を聴かなければならない。 4~10 (略)

附 則(平成20年条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第21号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 節 用語集

あ行

芥見リサイクルプラザ

ごみの減量・資源化やリサイクル社会を構築していくことの重要性を啓発し、普及させることを目的とし、そのために必要な事業を継続的に行い、情報や場の提供などを行う施設。また、市民が集えるコミュニティ機能を併せ持った複合施設となっている。

アスベスト

石綿。天然にできた鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強いため、様々な工業製品で使用されてきた。発がん性が問題となり、現在は製造・使用等が禁止されている。

アースレンジャー自然体験塾

里山での米づくりや金華山の自然観察、川の生きものしらべなど、年間を通して本市の身近な自然を、親子で楽しく体験する講座。

いおう酸化物 (SOx)

一酸化いおう (SO)、二酸化いおう (SO₂) (いわゆる亜硫酸ガス) 等の総称。石油や石炭などの化石燃料が燃える際に発生する。

エコ・アクションパートナー協定店

環境負荷の少ない店づくりにより、市が示したガイドラインに対して協働して取り組む店舗 (スーパー、百貨店、小売業者等)。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下、「地球温暖化対策推進法」という。) では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類を定めている。

か行

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をまずできるだけ減らすように努力をした上で、それでも排出してしまう温室効果ガスの排出量を、他の場所での削減・吸収活動 (削減・吸収量) により埋め合わせようという考え方。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水 (台所、洗濯、風呂等の排水) を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境アクションプランぎふ

本市の事務事業において、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出を削減することを目的とする計画。地球温暖化対策推進法で定める「地方公共団体実行計画 (事務事業編)」として位置付けている。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験を基に市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

持続可能な社会の構築のために、国民、民間団体等が行う環境教育等の自発的な取り組みを促進することを目的とする法律。環境教育の定義における持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方の明文化、多様な主体の協働取組を推進するための具体的規定の創設等を行った。

環境に対する意識調査アンケート

環境部が、みんなの森 ぎふメディアコスモス等において実施するアンケート調査。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業者内の体制、手続等の仕組み。

貴重野生動植物種

岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき保全すべき種。令和5年3月現在、ヒメコウホネ、ヤマトサンショウウオ、ホトケドジョウを指定している。

揮発性有機化合物（VOC）

インキ、ガソリン及び溶剤（シンナー等）に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。SPM及び光化学オキシダントの生成の原因物質の一つ。

ぎふ減CO₂ポイント制度

地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの使用を目指した岐阜市民による省エネ運動。電気・ガス・水道の使用量の削減、省エネ家電や省エネ自動車の購入、岐阜バスICカード乗車券へのチャージなど、各家庭において二酸化炭素の排出量を減らす取り組むことで「ぎふ減CO₂ポイント」が貯まる。ポイントを集めて応募すると、抽選で「もっと省エネ啓発品」が当たる。

岐阜市環境活動顕彰

環境基本条例第13条第2項に基づき、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するもの。

岐阜市環境白書

環境基本条例第10条に基づき、本市の環境の状況や環境基本計画の施策の進捗状況を公表するため策定する年次報告書。

岐阜市景観基本計画

本市の景観行政の総合的な指針となる計画。景観法の施行を受け、より幅広い価値観と地域特性を生かした岐阜のまちづくりに向けた多様な施策の展開を目指す。

岐阜市自然情報調査

令和元年度から令和3年度にかけて、市内に生息・生育する動植物約5,800種を確認した調査。

岐阜市生物多様性プラン

「多様な生きものと“あたりまえ”に暮らすまち」の実現を目的とし、生物多様性を推進する計画。また、この実施計画として、アクションプランを策定している。

岐阜市食ベキリ協力店・協力企業

料理の食べ残し等食品ロスの削減に取り組む市内の店舗及び企業等の事業所。

岐阜市地球温暖化対策実行計画

地方公共団体は地球温暖化対策推進法に基づき、「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。同計画は「区域施策編」と「事務事業編」から構成され、本市では、区域（市域全体）の地球温暖化対策に関する事項を定める「区域施策編」として「岐阜市地球温暖化対策実行計画」を、市役所の事務事業における地球温暖化対策を定める「事務事業編」として「環境アクションプランぎふ」を策定している。

岐阜市都市計画マスタープラン

本市の都市計画に関する基本的な方針であり、都市の長期的な都市づくりの方針を総合的・体系的に示すもの。

岐阜市都市美化推進連絡協議会

地区における都市美化実践活動を効果的に推進するため、市内50の自治会連合会単位で設置する組織。

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案

本市北部地区において、産業廃棄物の中間処理業者が大量の建設系廃棄物を受け入れ、不法に投棄するという産業廃棄物不法投棄事案。不適正に処分された廃棄物はおよそ753,000m³に及ぶ。

岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015

市内で絶滅が危惧される動植物を選定したレッドリストと、本来市内に自然分布していなかったが、人為的影響で侵入した外来種の一覧をまとめたブルーリストで構成される。

岐阜しみどりの基本計画

都市の緑化を総合的かつ体系的に推進する施策を検討し、長期的な視点で緑とオープンスペースの将来像と数値目標を定めた計画。

岐阜市未来のまちづくり構想

2040年頃を見据えた、岐阜市のまちづくりの総合的な方針。新型コロナウイルス感染症などの新たな課題に的確に対応するとともに、人口減少など従来からの課題解決を目指すための新たなまちづくりの方向性が必要であることから、従来の「ぎふし未来地図」を見直し、令和4年2月に、「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定した。

岐阜市リサイクルセンター

プラスチック製容器包装を含めた再資源化処理の一端を担う施設（木田地区）。令和4年4月から稼働。

ぎふネイチャーネット

本市の身近な自然を周知し、未来へと引き継ぐための情報ツールとなることを目指して立ち上げた自然・環境情報サイト。

グリーン成長戦略

正式名は、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」。2050年に向け、14の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取り組みを明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画。

コウホネ

全国の湖沼、池、川などに群生する抽水性の多年草。

こどもエコクラブ

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする環境活動のクラブ。

子ども環境白書

子どもたちの環境教育を推進するため、岐阜市環境白書を基に、小学校4年生から6年生を対象として環境問題や本市の環境の状況を、写真やイラストを多用し紹介する冊子。

光化学オキシダント (Ox)

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) 等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことで生成されるオゾン等の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与える。

ごみ1/3減量大作戦

ごみ減量・資源化指針で設定した作戦の総称。ごみ減量・資源化指針では、ごみ焼却量をピーク時から1/3以上削減し、10万t以下を目指すことを目標に掲げている。

ごみ減量・資源化指針

循環型社会の実現のため、今後のごみ減量・資源化施策の行程を示した指針。ごみ焼却量10万t以下の削減目標を掲げ、6つの作戦で取り組みを推進している。

ごみとわたしたち

環境教育の一環として、昭和60年から作成する本市のごみ処理の概要をまとめた社会科副読本。市内小学4年生を対象に配布している。

さ行

再生可能エネルギー

理論上、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、波力、潮流等が再生可能エネルギー源の代表として挙げられる。

雑がみ

新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック以外の資源化可能な紙類のこと。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、様々な人間の働き掛けを通して環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される。

資源分別回収

家庭から出る古紙等の資源を地域で回収し、直接回収業者に引き渡す集団回収のこと。本市では、昭和58年度から自治会連合会を中心に資源分別回収として実施している。

自然環境保全活動団体

岐阜市自然環境の保全に関する条例の規定に基づき市長が承認する団体。

自然環境保全地区

岐阜市自然環境の保全に関する条例の規定に基づき市長が指定する開発などを規制する地区。令和5年3月現在、「達目洞ヒメコウホネ特別保全地区」を指定している。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする持続可能な開発の3つの側面（経済・社会・環境）に統合的に対応する、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標。

市民意識調査

「岐阜市未来のまちづくり構想」に基づき、岐阜市の将来像『人がつながる 創造が生まれる しなやかさのあるまち』に近づいている度合を表す数値目標や、その実現に向けた各政策の有効性を把握する重要業績評価指標、岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略等における主観的指標の進捗を測定する調査。市民の意識や行動等をより多面的に把握することで、今後の各種政策立案等に活用していくことを目的とする。

照葉樹林

冬でも落葉しない広葉樹で、葉の表面のクチクラ層（角質の層）が発達した光沢の強い深緑色の葉を持つ樹木に覆われた森林。

食品ロス

本来食べられるにも関わらず、廃棄されている食品。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。

水銀に関する水俣条約

水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的とし、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定める条約。

水生生物調査（カワゲラウオッチング）

環境省と国土交通省がとりまとめている調査で、指標生物による水質判定を行う。主に小中学生を対象としている。岐阜県ではきれいな水の指標生物であるカワゲラ類が多く見られることから、「カワゲラウオッチング」という名称で普及している。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。平成24年9月には、「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定された。

生物多様性条約

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。平成4年に採択され、平成5年12月に発効した。日本は平成5年5月に締結した。条約に基づき生物多様性国家戦略を策定し、これに基づく各種施策を実施している。

生物多様性戦略計画2011-2020

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された戦略計画。特に、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標を愛知目標と呼ぶ。

総合的な学習の時間

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるとともに、学び方やものの考え方を身に着け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることを目的に創設された。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB)。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程で生成される。平成 11 年のダイオキシン類対策特別措置法の施行により、ダイオキシン類は大気汚染防止法における有害大気汚染物質の指定物質からは除外されている。

多自然川づくり

河川が本来有する生きものの良好な生息・生育環境に配慮し、さらに美しい自然景観を創出するため、試験的に実施されていた「多自然型川づくり」事業を、「型」にはまらず普遍的な川づくりの姿へと展開したもの。

脱炭素社会

温室効果ガスの排出量を、“実質ゼロ”にする社会のこと。

ダンボールコンポスト

基材を入れたダンボール箱の中で、好気性微生物の働きで生ごみを分解する堆肥化方法。

地域脱炭素ロードマップ

地域課題を解決し、地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に 2030 年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示したもの。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策について国が定める計画。

窒素酸化物 (NOx)

燃料を高温で燃やすことで、燃料中や空気中の窒素と酸素が結びついて発生する。工場や火力発電所、自動車、家庭など発生源は多様。

出前講座

市及び企業等が行っている仕事のなかで、市民が聞きたい内容をメニューから選び、市の職員等が講師となり地域に出向き、話をするもの。

特定支障除去等事業

平成 9 年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正以前に不適正処理（不法投棄）された産業廃棄物について、実施計画に基づき行政代執行により市が生活環境の保全上の支障を除去する事業。

な行

ながら川ふれあいの森

本市北東部の三田洞地区から長良古津地区にまたがる管理面積 233ha の森林地域。本市最高峰の百々ヶ峰（417.9m）を擁し、約 20 kmの遊歩道が整備されている。自然散策や森林浴、キャンプなど、様々な自然体験活動を行うことができる。

長良川流域環境ネットワーク協議会

長良川の上流域から下流域までの自治体、企業、環境保全活動団体などで構成され、植林や水質保全など長良川流域の保全活動を目的とする協議会。

熱回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電を始め、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用する。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後も熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

は行

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質（SPM）のうち、粒径 2.5μm（マイクロメートル：1μm=100 万分の 1m）以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

浮遊粒子状物質（SPM）

Suspended Particulate Matter。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾル等）のうち粒径が 10μm 以下のもの。

や行

柳津資源ステーション

合併前から柳津地域に設置する、家庭から出る資源ごみ（紙類、古着類）を常時持ち込める施設。

数字、アルファベット

スリーアール
3 R

リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3 つの頭文字をとったもの。

スリーアール 3 R クッキング

ごみの発生を減らす「リデュース」、くりかえし使う「リユース」、資源として再生利用する「リサイクル」を実践する調理法。

さん 3 キリ

食材は“使いキリ”、出された料理は“食べキリ”、生ごみを出すときは“水キリ”を実践して生ごみを減量する取り組み。

さん さん 3・3 プロジェクト

「3 キリ」行動と「3R クッキング」を合わせて行動することで、効果的に生ごみを減らそうとする取り組み。

ごみゼロ運動

ごみゼロと語呂を合わせ、5月30日に街中のごみを拾い歩く運動のこと。昭和50年に豊橋市で発祥し、本市では昭和63年に初めて開催された。

BCP

事業者が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に、被害を最小限に防ぎつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

COP

Conference of the Parties（条約の締約国会議）。気候変動枠組条約や生物多様性条約で使われることが多い。

DREAM★Solar ぎふ太陽光発電所

岐阜市北野阿原一般廃棄物最終処分場跡地（三輪北地区）に設置された太陽光発電所。

リサイクル Recycle

廃棄物等を原材料として再び利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示等の工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、科学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）という。

リデュース Reduce

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要。

リニューアブル Renewable

再生可能な資源へ替える取り組み。例えば、環境への負荷が大きいプラスチックなどの素材をバイオマスプラスチックのような循環型の素材に替える取り組み。

リユース Reuse

一旦使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。具体的には、ユーザーから回収された使用済機器等をそのまま、若しくは修理等を施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」等がある。

ゼッチ ZEH

Net Zero Energy House。ゼロエネルギー住宅。住まいの断熱性・省エネ性能を高め、太陽光発電等でエネルギーを創ることで年間の一次消費エネルギー量の収支をプラスマイナスゼロにする住宅のこと。

岐阜市環境基本計画（案）

令和5年3月

岐阜市環境部環境政策課

〒500-8701 岐阜市司町 40-1

電話 (058) 214-2175（直通）

E-mail kankyo-sei@city.gifu.gifu.jp

※環境基本計画は、岐阜市公式ホームページ（ページ番号 1019223）に掲載しています。

<https://www.city.gifu.lg.jp/info/seisaku/1006674/1006676/1019223.html>



現在、未掲載

